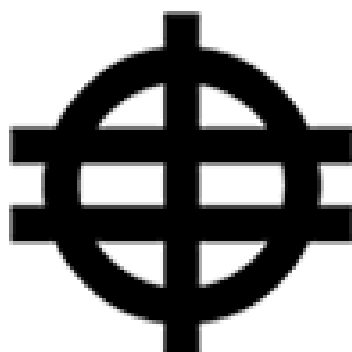


和木町地域防災計画

(震災対策編)



令和8年5月

企画総務課

震災対策編 (目次)

第1編 総則

- 第1章 計画の方針 1-1-1
 - 第1節 目的 1-1-2
 - 第2節 計画の性格 1-1-2
 - 第3節 防災に関する組織及び実施責任 1-1-2
 - 第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び町民・事業所の取るべき措置 1-1-2
 - 第5節 地震防災緊急事業5箇年計画 1-1-3
- 第2章 和木町の地震環境と地盤 1-2-1
 - 第1節 地震活動環境 1-2-2
 - 第2節 和木町の地質特性 1-2-2
 - 第3節 津波 1-2-3
- 第3章 被害想定 1-3-1
 - 第1節 被害想定的前提条件 1-3-2
 - 第2節 被害想定結果 1-3-5

第2編 災害予防計画

- 第1章 防災思想の普及啓発 2-1-1
 - 第1節 自主防災思想の普及 2-1-2
 - 第2節 防災知識の普及啓発 2-1-2
- 第2章 防災活動の促進 2-1～3-1
- 第3章 防災訓練の実施 2-1～3-1
- 第4章 地震に強い都市構造の形成 2-4-1
 - 第1節 避難地の整備 2-4-2
 - 第2節 避難路の確保 2-4-2
 - 第3節 延焼遮断帯の整備 2-4-2
 - 第4節 道路の整備 2-4-2
 - 第5節 公園の整備 2-4-2
 - 第6節 河川の整備 2-4-2
 - 第7節 市街地防災対策の推進 2-4-2
 - 第8節 山間部の防災対策の推進 2-4-3
- 第5章 建築物・公共土木施設の耐震化 2-5-1
 - 第1節 建築物の耐震化 2-5-2
 - 第2節 ライフライン施設の耐震化 2-4-4
 - 第3節 交通施設の耐震性の確保等 2-4-4
 - 第4節 河川、砂防、治山施設の耐震性の確保 2-4-4
- 第6章 土砂・地震災害の予防 2-6-1
 - 第1節 土砂災害の予防 2-6-2
 - 第2節 地盤災害の予防 2-6-3

第7章	災害情報体制の整備	2-7~10-1
第8章	災害応急体制の整備	2-7~10-1
第9章	避難予防対策	2-7~10-1
第10章	救助・救急・医療活動	2-7~10-1
第11章	火災予防対策	2-11-1
第1節	出火防止	2-11-2
第2節	初期消火	2-11-2
第3節	消防力の強化	2-11-3
第12章	要配慮者対策	2-12~16-1
第13章	緊急輸送活動	2-12~16-1
第14章	災害救助物資の確保、災害対策基金計画	2-12~16-1
第15章	ボランティア活動の環境整備	2-12~16-1
第16章	施設、設備等の応急復旧体制	2-12~16-1
第17章	津波災害予防対策	2-17-1
第1節	防災意識の向上	2-17-2
第2節	津波からの避難	2-17-3
第3節	津波保全施設の整備	2-17-5

第3編 災害応急対策計画

第1章	応急活動計画	3-1-1
第1節	町の活動体制	3-1-2
第2節	指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制	3-1-10
第3節	支援活動体制	3-1-10
第2章	災害情報の収集・伝達計画	3-2-1
第1節	災害情報計画	3-2-2
第2節	災害情報収集・伝達計画	3-2-10
第3節	通信運用計画	3-2-12
第4節	災害時の放送	3-2-12
第5節	広報計画	3-2-12
第3章	救助・救急・医療等活動計画	3-3-1
第4章	避難計画	3-4-1
第1節	避難指示等	3-4-2
第2節	避難所の設置運営	3-4-2
第5章	消防防災ヘリコプターによる災害応急対策	3-5~10-1

第6章	応急要請計画	3-5~10-1
第7章	緊急輸送計画	3-5~10-1
第8章	災害救助法の適用計画	3-5~10-1
第9章	食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画	3-5~10-1
第10章	保健衛生・動物愛護管理計画	3-5~10-1
第11章	応急住宅計画	3-11-1
第1節	応急仮設住宅の供与	3-11-2
第2節	被災住宅の応急修理	3-11-4
第3節	建設資機材等の調達	3-11-4
第4節	公営住宅の応急修理	3-11-4
第5節	被災建築物及び被災宅地の地震後の対策	3-11-4
第12章	水防・消防・危険物等対策計画	3-12-1
第1節	水防活動計画	3-12-2
第2節	消防活動計画	3-12-3
第3節	危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画	3-12-5
第13章	災害警備計画	3-13~15-1
第14章	災害時要配慮者支援計画	3-13~15-1
第15章	ボランティア活動支援計画	3-13~15-1
第16章	応急教育計画	3-16-1
第1節	文教対策	3-16-2
第2節	学校施設等の防災対策	3-16-2
第3節	災害応急活動	3-16-2
第17章	ライフライン施設の応急復旧計画	3-17-1
第1節	電力施設	3-17-2
第2節	ガス施設	3-17-2
第3節	水道施設	3-17-2
第4節	下水道施設	3-17-2
第5節	電気通信設備	3-17-2
第6節	工業用水道施設	3-17-3
第18章	公共施設等の応急復旧計画	3-18~19-1
第19章	広域消防応援・受援計画	3-18~19-1

第20章	南海トラフ地震防災対策推進計画	3-20-1
第1節	総則	3-20-4
第2節	災害対策本部等の設置等	3-20-4
第3節	南海トラフ地震の概要	3-20-5
第4節	地震発生時の応急対策等	3-20-11
第5節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助の関する事項	3-20-12
第6節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	3-20-16
第7節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	3-20-20
第8節	防災訓練計画	3-20-20
第9節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	3-20-20

第21章	津波災害応急対策	3-21-1
第1節	避難指示の伝達	3-21-2
第2節	住民等の避難行動	3-21-2
第3節	避難誘導	3-21-3
第4節	津波災害情報等の連絡体制	3-21-3

第4編 復旧・復興計画

第1章	復旧・復興活動計画	4-1～5-1
第2章	被災者の生活再建計画	4-1～5-1
第3章	公共施設の災害復旧・復興計画	4-1～5-1
第4章	被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画	4-1～5-1
第5章	金融計画	4-1～5-1

第1編 総則

第1章 計画の方針

章	節
計画の方針	目的
	計画の性格
	防災に関する組織及び実施責任
	防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び町民・事業所のとるべき措置
	地震防災緊急事業5箇年計画

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、和木町防災会議が作成する地域防災計画のうち、町内における地震災害（以下「震災」という。）に係る災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び町民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、町民が、その有する全機能を有効に発揮する事により、かけがえのない町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 この計画は、国の防災基本計画及び山口県地域防災計画に基づき、町の地域における地震防災対策に関して、総合的かつ基本的性格を有するものである。従って、他の計画等で定める防災に関する部分は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

なお、石油コンビナート等災害防止法に基づく和木町内の石油コンビナート等特別防災区域については、山口県石油コンビナート等防災計画及び岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

2 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを補完し修正する。

3 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は平素から研究、訓練を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対してこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努めるものとする。

4 計画の具体的実施にあたっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。

5 計画の用語

この計画における用語の意義は、次の通りとする。

- (1) 災対法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (2) 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- (3) 激甚法 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
- (4) 町 和木町
- (5) 消防組合 岩国地区消防組合
- (6) 県 山口県
- (7) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関 災対法第2条第3号～第6号の規定によるそれぞれの機関
- (8) 県防災計画 山口県地域防災計画
- (9) 町防災計画 和木町地域防災計画
- (10) 防災業務計画 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画

第3節 防災に関する組織及び実施責任

本編第1編第1章第4節「防災に関する組織及び実施責任」を準用する。

第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び町民・事業所のとるべき措置

本編第1編第1章第5節「防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び町民・事業所のとるべき措置」を準用する。

第5節 地震防災緊急事業5箇年計画

地震防災対策特別措置法の施行に従い、都道府県は、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画を作成することができることとなった。

これを受け、県は、平成8年度に地震防災緊急事業5箇年計画を、平成13年度に第2次地震防災緊急事業5箇年計画を作成し整備を進めてきたが、今後も更に地震防災対策を推進するため、平成23年度を初年度とする第4次地震防災緊急事業5箇年計画を作成し、次の方針に基づき特に緊急を要する施設等の整備を重点的に行うものとする。

- 1 対象地区は、想定地震等を勘案し、全県とする。
- 2 計画対象事業は、国の基準に基づき、市町の意向を取り入れながら事業の選定、具体化を図っていく。

第2章 和木町の地震環境と地盤

章	節	項	番
和木町の地震環境と地盤	地震活動環境	活断層	
		地震活動	地震記録 微小地震
	和木町の地質特性		
	津波	既往津波	
		津波浸水想定	堤防の条件等 最大クラスの津波（発生確率は極めて低い が、発生すれば甚大な被害をもたらす津波） をもたらすと想定される地震
			南海トラフ巨大地震による和木町の津波高、 津波浸水想定等（最大クラスの津波が悪条件 下において発生した場合

第1節 地震活動環境

第1項 活断層

「新編・日本の活断層」(活断層研究会 1991)の「活断層であることが確実」である確実度Ⅰの活断層の分布をみると、小方-小瀬断層をはじめ、岩国市には断層の走行やずれの方向が小方-小瀬断層と同様の傾向を示す活断層が他に2本(岩国断層、甘木山断層)あり、岩国断層帯を構成している。

岩国断層帯については、通商産業省工業技術院地質検査所により1995年度から1997年度にかけてトレンチ調査等が実施されている。その調査結果概要については、以下のとおりである。

名称	岩国断層帯
再来間隔	約15,000年
最新活動時期	約9,000年前
活動規模	マグニチュード7程度
活動度	B (平均変位速度:10cm以上1m未満/1000年)
断層長	20km程度
再来予測	約6,000年後

また、「活断層であると推定される」確実度Ⅱの活断層は、県内に散在しており、地質調査や物理探査をするなどして、まず、概要を確認する必要がある。

第2項 地震活動

1 地震記録

歴史地震(昭和以前)については、「新編・日本被害地震総攬」、「山口県の過去300年の地震記録」等により、山口県内では、「1707年 防長の地震」、「1793年 長門・周防の地震」、「1857年 萩の地震」、「1898年 見島の地震」が、また周辺地域では、「1676年・1778年・1859年のいずれも石見の地震」があげられる。

また、気象庁資料が整っている1923年8月以降についての、本県周辺の被害地震についてみると、島根県東部や日向灘において繰り返し発生している。

本県や九州地方はユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがその下に沈み込んでいる。その沈み込んだフィリピン海プレート内部でも地震が発生しており、特に伊予灘、豊後水道及び国東半島にかけては、深さ120km程度までの地震活動が活発で、時には被害を伴う地震が発生する。

山口県付近の主な地震は、九州に比べると少ない現況にあるが、1997年6月25日には、県北部を震央とするマグニチュード6.3の地震が発生し、また、2001年3月24日には安芸灘を震央とするマグニチュード6.7の地震が発生するなど、山口県における地震被害が少ないことを保障するものではない。

2 微小地震

山口県及び周辺海域の微小地震活動をみると、最も顕著なものは、島根県西部から県中部にかけて連なる直線配列があげられ、この線上が最も地震活動の高いラインであり、地下潜在断層と密接な関連が予想される。

第2節 和木町の地質特性

山口県は、本州の最西端に位置し、さらに日本海、響灘、周防灘に面し、三方に海岸線をもっている。

総面積は、約6,100km²、全国土の1.6%を占める。地質学的には、西南日本の内帯に位置し古生代(約4億3千年前)から第四紀(現在)に至るいろいろな地質時代に形成された様々な種類の堆積岩、火成岩及び変成岩からなり、それらが複雑にからみあった地質構造を形成している。

この複数多岐にわたる地質も大局的にみると、三つの地域、周防地域（東部地区）、長門西部地域（西部地区）及び阿武地域（北部地区）に区分される。和木町は周防地域に属し、その地質特性は次の通りである。

町東部の干拓地は礫、砂、粘土よりなる沖積層と呼ばれるものである。山地は主として第三紀層及び古生層の泥岩、頁岩、粘板岩で構成されている。大地震が発生した場合、地盤が液状化する地域は地下水位が浅く、ゆるい土粒子構造の河成沖積層が多いことから、町東部はその危険性が考えられる。

第3節 津波

第1項 既往津波

瀬戸内海から沿岸での既往津波としては、南海トラフで発生した1707年の宝永地震をはじめ、1854年安政南海地震、1946年昭和南海地震及び日向灘で発生した地震により、津波が来襲した記録が残されている。

第2項 津波浸水想定

山口県は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月27日施行）等に基づき、堤防条件等の設定や瀬戸内海沿岸における最大クラスの津波の選定を以下の通り行った。

1 堤防の条件等

- (1) 護岸構造物のうち護岸や防波堤などのコンクリート構造物は、地震によりすべて破壊され、水門は閉じられず機能しないものとした。
- (2) 盛り土構造物、海岸堤防等は、地震により地震前の25%の高さまで沈下するものとし、津波が越流した場合は、全て破壊され機能しないものとした。
- (3) 初期潮位は満潮位とした。

2 最大クラスの津波（発生確率は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）をもたらすと想定される地震

- ・南海トラフ巨大地震：マグニチュード9.1

3 南海トラフ巨大地震による和木町の津波高、津波浸水想定等（最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合）

- (1) 最大津波高（満潮時）：3m
- (2) 高さ1mの津波が到達する最短時間209分（3時間29分）
- (3) 最大震度：6弱
- (4) 浸水面積

浸水深	1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上
面積(ha)	71	56	20	3

第3章 被害想定

「山口県地震防災対策推進検討委員会」が取りまとめた、人的被害、建物被害を中心とした被害想定の内、和木町に関するものは次の通りである。

章	節	項	番
被害想定	被害想定的前提条件	想定地震	主要な断層による地震
			その他の断層による地震
		発災季節と発災時刻	南海トラフ巨大地震
			その他の地震
	被害想定結果	和木町に大きな影響を及ぼす地震による被害想定の結果	
		水道施設・機能被害	小方—小瀬断層地震による被害
歴史地震による被害			

第1節 被害想定的前提条件

第1項 想定地震

1 主要な断層による地震

本県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に50～70%の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」、同じく40%の確率で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」のほか、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きるかわからないことから、県内で確認されている主な活断層（大竹断層、菊川断層、大原湖断層系）と本県に大きな被害を及ぼす可能性のある中央構造線断層帯について被害想定を行った。

2 その他の断層による地震

上記の地震による影響が小さい地域においても、防災対策上の備えを行う必要があることから、文献等に記載された活断層等から、各市町で地震動が最大となる断層を抽出し、その他の断層として被害想定を行った。

【想定地震の概要】

1 主要な断層による地震

(1) 南海トラフ巨大地震（海溝型）

南海トラフに震源を有する地震は過去に100年～150年周期で発生し、日本各地に大きな被害をもたらした。この地域に起こる地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。

国の地震調査研究推進本部によれば平成27年1月1日を基準日として、南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は70%程度と、予想されており、地震規模はM（マグニチュード）8～9クラスとされている。

この地震は大規模なプレート間地震であり、長周期の揺れが長く続くため、沿岸低地部や島しょ部を中心に軟弱地盤の液状化被害や、高層ビル、石油タンク、長大橋梁など長周期の揺れに反応しやすい構造物への影響が大きいと考えられる。また、海底下の浅いところを震源とする大規模な津波の発生を伴う。

○ 巨大地震の想定（南海トラフの巨大地震モデル検討会）

想定する震源断層域は、最新の研究成果を踏まえて作成したフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界面において、東側（駿河湾側）は駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯の領域を含む。）から、南西側（日向灘側）は九州・パラオ海嶺の北側付近でフィリピン海プレートが厚くなる領域までとされ、深さ方向には、トラフ軸からプレート境界面の深さ約30kmからそれよりもやや深い深部低周波地震が発生している領域まで（日向灘の領域はプレート境界面の深さ10kmより深い領域とし、津波断層モデルを検討する津波断層域は、トラフ軸からプレート境界面の深さ10kmまで）とされている。

○ 想定される災害の姿（大規模災害対策検討委員会）

ア 関連地震の発生

東北地方太平洋沖地震では、海溝型（本震及び余震）、活断層地震、スラブ内地震という3種類の地震がすべて発生している。

南海地震が発生すると、山口県の地殻は南東方向に伸張することが考えられるため、県内活断層のうち北東－南西方向の大原湖断層系、大竹断層（岩国断層帯）等では断層面に垂直に作用している圧縮応力が低下することに伴い摩擦強度が低下し、断層が滑りやすくなる。また、スラブ内地震である安芸灘～伊予灘での地震の発生の可能性も高くなる。

事実、宝永地震（1707年、東海・東南海・南海地震の3連動地震（M8.6））の時、発生2日後に山口県徳地で大きな誘発地震（M5.5）が発生している。これによって倒壊家屋289棟死者3名の被害が発生した。

イ 液状化

(ア) 広範囲での液状化

東北地方太平洋沖地震でも発生したように、非常に長い継続時間の震動が起こり、揺れの繰り返し回数が多くなる。これにより、震源域から遠く離れた所まで大きな液状化被害を発生させる可能性がある。東北地方太平洋沖地震では、それまで液状化は発生しないと考えられていた震度5弱以下の地域でも液状化が発生している。

(イ) 液状化による被害

広範囲にわたる液状化の発生により、住宅の不同沈下をはじめ、上下水道、ガス、電気、通信などの埋設管路、ケーブル網などライフラインの麻痺を引き起こすなど、大きな被害を生じる可能性がある。

(ウ) 沿岸部・埋立地の液状化

継続時間が長い振動のため、沿岸工業地帯（大半が埋立地盤）の液状化の危険性がある。

関係法令に基づき、一定の危険物貯蔵タンクや高圧ガスタンク等については、基礎及び地盤の液状化対策が講じられているが、例えばパイプなどの付帯設備との接合部や、現行法令が適用されない既設タンクの損傷等には注意が必要である。

液状化の発生によって、護岸構造物がその強度を失い、大規模の津波でなくても被害を免れない場合も考えられ、これを原因とする広範囲の浸水により、交通網の広域的な遮断、救助・救護活動への支援、帰宅難民の発生などが想定される。

(エ) 内陸部の液状化や盛土地盤の崩壊

沿岸部だけでなく、内陸部における湖沼・旧河道の若年埋立地盤の液状化や丘陵地谷埋め盛土の滑り破壊などにも十分注意する必要がある。

ウ その他

(ア) 地震による土砂災害

中山間地域については、崖崩れや土石流（山津波）など土砂災害の発生により、道路の被害による孤立化、河道閉塞、ダム湖への土砂流入、丘陵地の宅地造成地の被害などについても考慮が必要である。

(イ) スロッシング現象

2003年十勝沖地震（M8.0）において震央から230km離れている苫小牧港の石油タンク2基で火災、7基で浮屋根沈没の被害が生じたが、これはスロッシング現象（揺れの周期によって波が大きくなる現象）が原因と考えられる。本市は震源域から離れているが、沿岸部のコンビナートでもスロッシング現象による被害の発生も考慮する必要がある。

(2) 安芸灘～伊予灘の地震（スラブ内）

この地域に発生する地震は、西日本へもぐり込むフィリピン海プレート先端部の地下約50km以深で発生するスラブ内（プレート内）地震と考えられており、これまで50～100年の周期でM7クラスの地震が発生している。平成13年（2001年）芸予地震（M6.7）もこの地域で発生した地震である。

想定地震としては明治38年（1905年）芸予地震規模の地震が再来するケースを想定するものとし、M7.25と設定する。

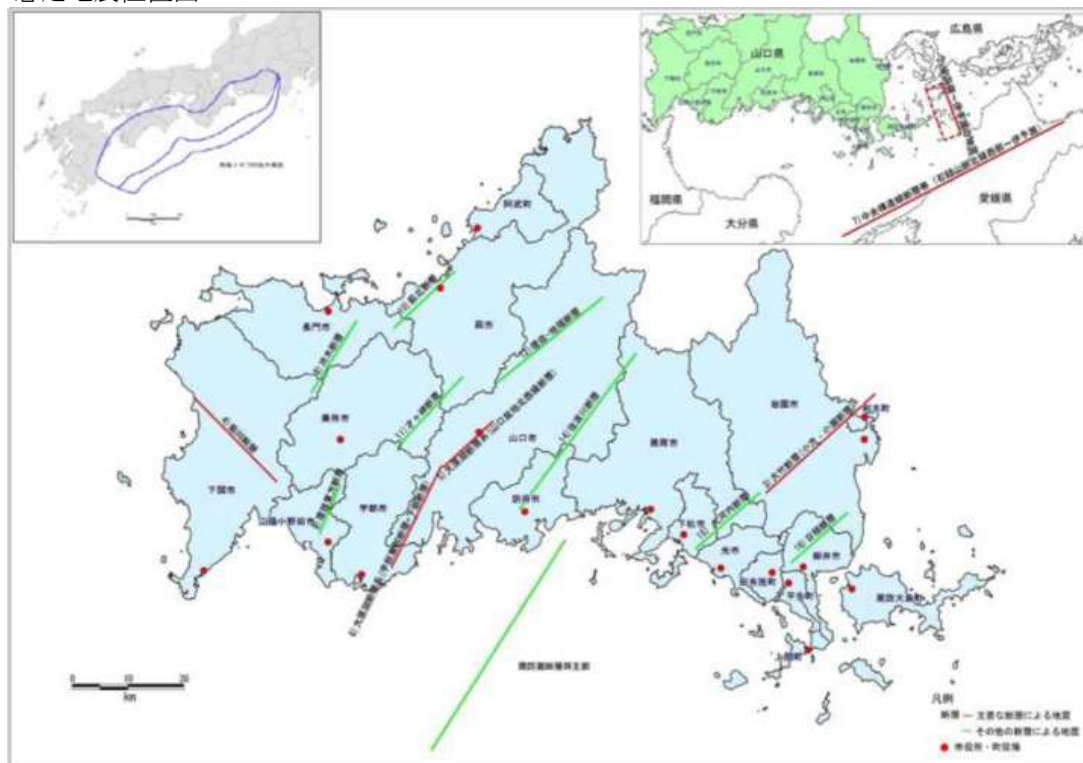
なお、この地震の震源の深さは40～80kmと想定されるので、津波の発生は考えにくい。

(3) 大竹断層（小方～小瀬断層）

県東部を北東～南西に走る『岩国断層帯』は、「大竹断層（小方～小瀬断層）」と「岩国断層」及びその間に存在する「甘木峠断層」から構成される。このうち、最も長さの長い「大竹断層」を対象として、平成4年～平成8年末に詳細な調査が実施され、その結果は地質調査所（現（独）産業技術総合研究所活断層センター）によって断層の長さは20km程度とするのが妥当であると報告されている。

一方、国の地質調査研究推進本部では、『岩国断層帯』としてそのはるか西方に位置する「徳山市北の断層」と「大河内断層」を含めたことにより、断層帯の長さを約44kmと評価している。しかし、本県の防災対策専門部会の意見に基づき、「徳山市北の断層」は『岩国断層帯』の走行と異なる点、「大河内断層」は『岩国断層帯』と确实度や調査精度の異なる断層である点から、本調査では「大竹断層」のみを主要な断層による地震として設定し、「大河内断層」はその他の断層による地震として、別に設定する。したがって、断層諸元は新編日本の活断層を参考に、「大竹断層」の断層長さ26km、M7.2と設定する。

<想定地震位置図>



第2項 発災季節と発災時刻

1 南海トラフ巨大地震

地震の発生する季節と時刻は、内閣府「南海トラフ地震対策検討ワーキンググループ」が設定する①冬の深夜、②夏の昼、③冬の夕方 の3ケースとする。火災による建物被害や人的被害等は風速により異なるため、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速15m/s の2ケースについて被害想定を行った。

2 その他の地震

地震の発生する季節と時刻によって被害は大きく異なり、その様相は市民の生活行動を顕著に反映する。そこで、それぞれの季節と時刻において被害が甚大となる①冬の早朝、②冬の昼、③冬の夕方 の3ケースを想定した。

また、火災による建物被害や人的被害等は風速により異なるため、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速15m/s の2ケースについて被害想定を行った。

第2節 被害想定結果

第1項 和木町に大きな影響を及ぼす地震による被害想定の結果

山口県による被害想定結果は以下のとおりである。ただし、発災季節・時刻等の条件は、被害が最大となる場合とする。

1 和木町における建物及び人的被害想定結果

	建物被害				人的被害					負傷者 (人)
	全壊 棟数 (棟)	焼失 棟数 (棟)	出火 件数 (件)	半壊 棟数 (棟)	原因別死者(人)				計	
					建物 倒壊	津 波	土砂 災害	火災 その 他		
南海トラフ巨大地震	6		0	12	0	0	0	0	0	1
大竹断層 (小方-小瀬断層)	1540	114	1	1344	70	0	3	1	74	108
安芸灘～伊予灘	8	0	0	85	0	0	0	0	0	5

第2項 水道施設・機能被害

水道施設・機能の被害については、配水管のみを対象に管種、管径および総延長について調査を実施したが、十分な資料収集を行うことができず、簡易的な算定手法により算出した。

1 小方-小瀬断層地震による被害

町内及び岩国市においては、90%以上の断水率が想定されており、断層に近い市町村に被害が集中する傾向にある。

また、周南市などでも断水が予想されている。

2 歴史地震による被害

計算上の断水戸数が、1未満となり断水率は県内全市町村において0%と想定される。

第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発

基本的な考え方

地震による被害を最小限にするため町は、県及び防災関係機関と連携し、各種の災害対策の推進と、同時に、町民自ら生命と財産を自分で守る心構えと行動を涵養することが求められる。

このため町は、県及び防災関係機関と連携し、町民に対し、地震に関する防災知識の啓発指導をつうじてその普及啓発を推進するとともに、町内の個人や家庭、企業、団体等において日常的に減災のための行動を展開することにより地域防災力の向上を図る。

章	節	項	番
防災思想の普及啓発	自主防災思想の普及		
	防災知識の普及啓発	町	町職員に対する教育
			県及び防災機関が実施する研修会等への参加
			児童・生徒・園児に対する教育
			町民に対する普及啓発
			各種団体等に対する普及啓発
		防災アセスメントの実施	

第1節 自主防災思想の普及

本編第2編第1章第「自主防災思想の普及」を準用する。

第2節 防災知識の普及啓発

第1項 町

地震対策を円滑に実施するため、町職員をはじめとした防災関係職員の研修を行う。

また、学校教育、社会教育等における防災教育の充実を図るとともに、一般住民に対しては、地震に対する正しい知識の普及啓発を図る。

1 町職員に対する教育

町職員として行政に取り組む中で、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えについて、研修会等を実施する。

実施する内容は、概ね次の事項による。

- (1) 地震に対する基礎知識
- (2) 町防災計画に示す地震対策
- (3) 地震が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達）
- (5) 家庭における地震対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 地震対策の課題その他必要な事項

上記の内、(3)及び(4)については、年度当初に各所属において、十分周知しておくものとする。

2 県及び防災機関が実施する研修会等への参加

震災対策の推進にあたり、災害対応の中心となる市町の防災担当者を対象として実施される研修会に参加する。

- (1) 震災に関する基礎知識
- (2) 県防災計画と市町防災計画との関係
- (3) 津波警報、津波注意報発表時及び地震発生時に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割（県への情報伝達等）
- (5) 家庭における震災対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 震災対策の課題とその他必要な事項

3 児童・生徒・園児に対する教育

町教育委員会は、児童・生徒・園児に対する防災教育に関する指導計画を作成し、その実施を指導する。

ア ホームルーム、学校行事等教育活動全体を通じて地震災害の基礎的な知識、地震発生時の対策等の指導を行う。

イ 特に避難、震災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童・生徒・園児の発達段階に応じた指導を行う。

ウ 中学校の生徒（15歳以上）を対象に、応急手当の習得のための指導を行う。

4 町民に対する普及啓発

震災時に、町民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識や防災対応について、イベントの開催、町広報誌、パンフレット、ポスター、インターネット及び報道媒体を活用し、次のような事項を普及啓発する。

なお、普及啓発にあたっては、防災の日を設定し、重点的な取組みを行うとともに、映像資料、疑似体験装置等の活用も図る。

(1) 家庭での予防・安全対策

ア ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認

イ 災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認

ウ 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄

エ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

- オ 家具等の転倒防止対策
- エ 消火器の普及
- (2) 様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動
- (3) 避難場所での行動
- (4) 災害時の家庭内の連絡体制の確保
- (5) 災害時の地域内の避難体制の確保
- (6) その他
 - ア 地震の基礎的知識、山口県の地震活動
 - イ 町の震災対策
 - ウ 津波、山・がけ崩れ危険予想地域の現況
 - エ 避難地、避難路その他避難対策
 - オ 住宅の耐震診断と補強
 - カ 応急手当等看護の知識
 - キ 要配慮者対応
 - ク 緊急地震速報についての知識
- 5 各種団体等に対する普及啓発
 - (1) 町及び町教育委員会は、自治会、婦人会、PTA、老人クラブ連合会、その他の団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて、地震防災に関する知識の普及啓発を図る。
なお、啓発に当たっては、各団体の性格等を考慮した内容に配慮して行う。
 - (2) 各団体が開催する研修会、講習会において、地震防災について取り入れるよう要請し、防災思想の普及啓発を促進する。
- 6 防災アセスメントの実施
 - 町は、地域の防災的見地から防災アセスメントを実施し、防災マップ、地震時の行動マニュアルを作成するなど、住民の安全確保に努めるものとする。

以下、本編第2編第1章「防災思想の普及啓発」を準用する。

第2編 災害予防計画

第2章 防災活動の促進

本編第2編第2章「防災活動の促進」を準用する。

第3章 防災訓練の実施

本編第2編第3章「防災訓練の実施」を準用する。

第4章 地震に強い都市構造の形成

基本的な考え方

町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる道路、公園、河川等、骨格的な都市基盤施設及び防災安全区の整備、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。

章	節	項
地震に強い都市構造の形成	避難地の整備	一時的避難場所の指定、確保
		住民の身近な場所に避難地を確保
		公共用地等の跡地等の利用
	避難路の整備	避難路の指定
		避難路の確保
	延焼遮断帯の整備	石油コンビナート地域
		路、河川、鉄道、公園を活用した整備
	道路の整備	耐震性、幅員の確保
	公園の整備	延焼防止、避難地としての計画的整備
		防災公園としての整備
	河川の整備	耐震性の確保、消防水利施設としての整備、緊急護岸敷道路の整備
	市街地防災対策の推進	防火、準防火地域の拡大対策
		市街地再開発事業等の推進
	公共空地の確保	
山間部の防災対策の推進	防災施設の整備等	

第1節 避難地の整備

- 1 震災地の一時的避難場所として、広場、公園及び学校運動場等を避難地として指定、確保する。
- 2 避難地は、避難距離が長くなるようできるだけ住民の身近な場所に確保する。
- 3 避難地を確保するため、公共用地等の跡地等の利用について検討する。

第2節 避難路の確保

- 1 住民が安全に、短時間に避難できる避難路を指定する。
- 2 避難路の安全を確保するため指定にあたっては、震災時に障害物件の発生のおそれが少なく、幅員の確保できる道路を選定する。
- 3 安全な避難路を確保するために必要な対策をとる。

第3節 延焼遮断帯の整備

- 1 一般市街地に災害が波及するのを防止するため、石油コンビナート地域の延焼遮断帯の整備に努める。
- 2 災害の拡大を防止するため、道路、河川、鉄道及び公園等を活用した延焼遮断帯の整備に努める。

第4節 道路の整備

道路は、防災活動、緊急輸送等防災対策を進めるうえで、極めて重要な役割を担っていることから、幹線道路を中心に耐震性の確保や幅員の確保等整備を進めていく。

第5節 公園の整備

- 1 公園は、地域住民のスポーツ・レクリエーション、コミュニティ活動等の日常生活上重要な施設であると同時に、延焼防止あるいは避難地として重要な役割を担っており、計画的な整備に努める。
- 2 一定規模以上の公園については、広域的に機能する防災拠点及び避難地として次のように位置付け、多方面からのアクセス確保と、物資の集配基地や中長期の避難地に対応した防災施設の設置等防災機能の充実に努める。
 - ア 蜂ヶ峯総合公園・・・・・・・・・・広域避難地
 - イ 蜂ヶ峯公園内にぎわい創出拠点施設・・・・・・・・地域防災拠点
 - ウ 県道蜂ヶ峯公園線（防災道路）（事業実施中）・・・・・・・・広域避難地への避難路

第6節 河川の整備

河川背後に形成された一般市街地への浸水被害を防止するため、護岸や堤防、排水機場等の耐震性の確保に努めるとともに、消防水利施設としての取水・貯留施設の整備、緊急時に活用できる護岸敷道路の整備など、防災上必要な施設整備に努める。

第7 市街地防災対策の推進

- 1 防火、準防火地域の拡大対策
市街地における大規模火災を防止するため、防火、準防火地域等の指定、既指定地域の拡大を系統的に行い、地域内の建築物の耐火性を促進する。

2 市街地開発事業等の推進

市街地開発事業等の実施や地区計画の策定等により、都市環境の安全性を確保する。

3 公共空地の確保

都市公園、街路、その他公共空地の整備充実を図り、都市における十分な防災空間を確保する。

第8節 山間部の防災対策の推進

山間部においては、地すべり地域、山地災害危険地区等危険地域が数多く存在しており、交通が遮断され、孤立地域が発生するなど、災害の危険度の高い地域が多いことから、災害に強い町土作りを進めるため、避難路、避難場所、耐震性貯水槽等の防災施設の整備や、地すべり防災対策等の防災対策を推進する。

第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化

基本的な考え方

震災時における避難、救護その他応急対策活動の拠点となる建築物等防災上重要な公共建築物をはじめ、道路、鉄道等の輸送施設、上下水道、電力、電話等のライフライン施設、河川及びその他の公共土木施設は、町民の日常生活及び社会経済活動においても重要な役割を果たす。

したがって、これらの公共施設等について、事前の予防措置としての耐震化を進めることが重要であり、施設毎に耐震性を備えるよう国等が示す設計指針、山口県耐震改修促進計画（以下「耐震改修促進計画」という。）及び山口県公安施設耐震化基本計画（以下「耐震化基本計画」という。）等をもとに、耐震性の強化を図っていく。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震化促進法」という。）に基づき、店舗や旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、老人ホーム等の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物及び危険物の貯蔵等に供する大規模建築物をはじめ、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断・改修を行うよう指導するとともに、これ以外の一般建築物についても、耐震診断・改修に関する普及啓発に務める。

章	節	項	番
建築物・公共土木施設等の耐震化	建築物の耐震化	構造物・施設等の耐震設計の目標	
		町所有建築物等の耐震化	防災上重要な建築物の耐震化
			耐震補強済施設の点検・整備の実施
			建築設備等の整備
		公共的施設の耐震化	
		一般建築物の耐震化	
		被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定制度の確立	
	落下倒壊危険物対策		
	ライフライン施設の耐震化	上水道	
		下水道	
	交通施設の耐震性の確保等	鉄道（西日本旅客鉄道(株)）	
		道路施設（各道路管理者）	
	河川、砂防及び治山施設等の耐震性の確保	河川	
		砂防施設等	
	治山施設		

【参照資料】

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料1 「要配慮者施設、避難所等の指定一覧」

第1節 町所有建築物等の耐震化

第1項 構造物・施設等の耐震設計の目標

- 1 供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動に際しては、機能に重大な支障が生じないこと。
- 2 発生する確率は低いが、直下型地震や海溝型巨大地震による高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。
- 3 さらに、構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
 - (1) 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
 - (2) 地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
- 4 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討を進める。

第2項 町所有建築物等の耐震化

1 防災上重要な建築物の耐震化

震災時における活動の拠点となる施設を防災上重要な建築物として、重要度を考慮し、建築基準法の目標に比べ耐震性能に余裕をもたせ重点的に耐震性の確保を図る。

防災上重要な建築物

- (1) 災害対策本部組織が設置される施設（町庁舎）
 - (2) 医療救護活動施設（保健相談センター等）
 - (3) 避難収容施設（総合コミュニティセンター、小中学校、こども園、三井化学記念体育館、集会所、公民館等）
 - (4) 社会福祉施設等（老人福祉施設等）
 - (5) 不特定多数の者が利用する施設（総合コミュニティセンター、小中学校、こども園、文化会館、体育センター、美術館等）
- 2 耐震補強済施設の点検・整備の実施
町及び施設管理者は、耐震補強施設に対して定期的な点検・整備を計画的に実施し、経年劣化に対処するため耐震性の向上を図る。

3 建築設備等の整備

ライフライン施設の不測の事態に備えて、震災後も継続してその機能が果たせるよう建築設備等（耐震性貯水槽、非常用電源等）の整備に努める。

第3項 公共的施設の耐震化

町は、耐震補強未実施の防災上必要な建築物及びその他の町有建築物について、計画的に耐震診断を実施し、県の耐震化対策に準じて町所有建築物等の耐震性の確保についての対策を講じ、県より必要な情報提供・助言・指導を受ける。

第4項 一般建築物の耐震化

既存建築物（住宅を含む）のうち、昭和56年の建築基準法改正以前の旧基準により建築された建築物については、耐震性が十分でないことから、耐震改修促進計画に基づき、町民に対して、耐震診断・改修に要する費用に対する補助、普及啓発、相談窓口の開設、耐震、診断講習会の開催等を実施するなどして、既存建築物の改修を促進する。

特に、耐震改修促進法に規定する要緊急安全確認大規模建築物をはじめとする特定既存耐震不適格建物の所有者に対しては、耐震診断の指導、助言を行うことにより、既存建築物の耐震化の促進を図る。

第5項 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定制度の確立

町は、被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う地震被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度を確立する。

- 1 地震被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度に関する普及、啓発
- 2 地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録
- 3 県及び建築士会等関係機関との連携体制の整備

第6項 落下倒壊危険物対策

地震の発生により構築物等が落下、倒壊することによる危険を防止するため、施設等の設置者及び所有者は、下記構築物等の点検、補修、補強等を行う。

町は、設置者及び所有者に対して指導を行う。

物件名	対策実施者	措置等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。
道路標識、交通信号機等	管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等		樹木除去等適切な管理措置を講じるように努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
バス停上屋等	設置者、管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。
看板・広告等		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求めるなどして安全性の向上を図る。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等を行う。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者、管理者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	転倒等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。
外壁	所有者	落下により通行人に危害を及ぼさないように措置する。
大規模空間における天井	所有者	落下により使用者等に危害が出ないように措置する。
エレベーター	所有者	地震時に閉じ込め事故が発生しないように必要な措置を講じる。

第2節 ライフライン施設の耐震化

電気、電話及び上下水道等のライフライン施設が被災した場合、町民生活に与える影響は極めて大きいことから、ライフライン関係機関では、施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を推進するものとする。

町は、関係機関と密接な連携を図り、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を推進するものとする。

また、ライフライン関係機関は、施設の機能の確保を図るため、自らが所有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するものとする。

第1項 上水道

水道事業者は、水道施設の耐震化について、具体的に目標を定め、計画的に事業を推進する。

- ・緊急を要する弱点対策に努めること。
- ・重要施設の耐震性向上のため耐震化計画を策定し、事業を推進する。
- ・広域バックアップ体制の整備、緊急時給水能力の強化等に努める。

第2項 下水道

「下水道施設の耐震対策指針」に基づき、震災時においてもライフラインとしての下水道機能を確保することを基本とし、

- ・下水道施設の構造面での対策
- ・下水道システム面での対策
- ・体制面での対策を行い、下水道施設の耐震性能の向上を図る。

第3節 交通施設の耐震性の確保等

鉄道、道路等は社会経済活動、町民の日常生活及び地震発生時の応急対策活動に重要な役割を果たすことから、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより、耐震性の確保に努めるものとする。

第1項 鉄道（西日本旅客鉄道(株)）

鉄道施設のうち橋梁、高架橋等の重要施設について、耐震性の調査点検及び耐震補強方法の検討を行い、耐震性向上の必要な施設については、施設補強、更新、改築等の倒壊防止策を輸送量の多い線区から優先的に順次整備を実施する。

(1) 橋梁及び高架橋の整備

新幹線の橋梁及び高架橋の調査点検を実施し、その結果に基づいて橋梁の落橋防止工及び高架橋柱補強等必要な工事を実施し、耐震強化を図る。

(2) その他

落石及び法面等について調査点検を実施し、その結果に基づいて必要な補修工事を計画的に行う。

第2項 道路施設（各道路管理者）

町の管理する道路について、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう耐震点検を実施し、補強等を推進するとともに、町内の国道、県道の道路管理者に対して、必要に応じ耐震点検及び補強等を要請する。

1 落石等通行危険箇所対策

町は、管理道路の落石、法面等通行危険箇所について、総点検を実施し、その結果に基づいて対策を講ずるとともに、関係する道路管理者に対して法面防護施設工事等予防工事を要望し、危険箇所の解消を図る。

2 橋梁及び横断歩道橋の整備

町は、橋梁及び横断歩道橋の耐震点検を行い、その結果に基づいて対策を講ずるとともに、関係する道路管理者に対して、必要な補強工事を要望し、耐震強化を図る。

3 トンネルの整備

各道路管理者に対して、トンネルについて耐震点検及びその結果に基づいて、必要な補修工事等を要望し、耐震強化を図る。

第4節 河川、砂防及び治山施設等の耐震性の確保

第1項 河川

町は、町の管理する堤防、水門及び排水機場等河川関連施設の耐震点検・整備を行うとともに、河川管理者に対して耐震点検・整備を要望する。

第2項 砂防施設等

町は、施設管理者に対して砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の定期的点検を要望し、施設の機能の維持に努める。

第3項 治山施設

町は、山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地に対しては、県に対して土留工等の基礎工を要望し、山腹斜面の早期緑化を図り、山腹崩壊による被害を未然に防止する。

県管理河川に係わる荒廃溪流等に対しては治山ダム工等の施工を要望し、土石流及び溪床、溪岸の荒廃を防止し、溪流の安定及び山脚の固定を図り、流出土砂による被害を未然に防止する。また、既設工作物に対しては、点検を行い適切な施設の維持管理を要望する。

第6章 土砂・地盤災害の予防

基本的な考え方

地震による山腹崩壊、土石流、地滑り、崖崩れ等の山地災害を未然に予防又は軽減するためには、土地の地形・地質を十分に把握し、土砂災害に対する予防的な対策工事等を計画的に実施していく必要がある。

また、液状化等地盤災害は、地域特性が極めて顕著な現象であることから、対策の実施に際しては地域の特性を十分に調査検討し、その結果を反映したきめ細かなものとする必要がある。

章	節	項	番	
土砂・地盤災害の予防	土砂災害の予防	山地災害危険地対策	山地災害危険地区の調査	
			治山事業の実施等	
		土石流予防対策	砂防指定地の指定	
			土石流対策	
		地すべり予防対策	地すべり防止区域の指定	
			地すべり防止対策	
	がけ崩れ予防対策	急傾斜地崩壊危険区域の指定		
		がけ崩れ防止対策		
	土砂災害危険箇所に対する警戒避難体制の整備			
	地盤災害の予防	液状化危険地域の予防対策	地盤改良等	
			マニュアル	
		造成地等の予防対策	災害危険度の高い地域	
人工崖面の安全措置				
	軟弱地盤の改良			
	宅地耐震化推進事業の促進			

【参照資料】

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料3-3 「土砂災害警戒区域等」

第1節 土砂災害の予防

第1項 山地災害危険地対策

1 山地災害危険地区の調査

山腹崩壊、土石流及び地滑り等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握するとともに、国・県等の関係機関に指定拡大の要請を行う。

2 治山事業の実施等

山地災害危険地区調査等に基づく山地災害危険地区、及び人家・公共施設等に近接する山地については、現況を十分把握し、適宜関係機関と調整を図り、治山事業の実施、危険地の周知等の措置を講ずる。

第2項 土石流予防対策

1 砂防指定地の指定

土砂等の生産、流送もしくは堆積により、溪流、河川もしくはその流域に著しい被害を及ぼすおそれがある区域を調査し、その実態を把握するとともに、国・県等の関係機関に指定拡大の要請を行う。

2 土石流対策の実施

砂防指定地内における土砂の掘削、立竹木の伐採等治水砂防上有害な行為を制限するとともに、荒廃溪流における砂防えん堤・溪流保全工等の砂防設備施設の整備を推進する。

第3項 地すべり予防対策

通常の地すべりは傾斜面に多く、土層の移動が継続かつ緩慢であるが、地震動によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす可能性があることから、次の対策を講じる。

1 地すべり防止区域の指定

地すべりしている地域及びその隣接地域のうち地すべりの発生を助長する地域で公共の利害に密接に関連を有するものについて、その実態を把握するとともに、国・県等の関係機関に指定拡大の要請を行う。

2 地滑り防止対策

地すべり防止区域内では、切り土・盛土等の行為を制限するとともに、地下水排除工等の地すべり防止施設の整備を推進する。

第4項 がけ崩れ予防対策

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

崩壊のおそれのある急傾斜地及びその隣接地域のうち急傾斜地の崩壊を助長する区域で相当数の居住者に危険が生じる区域について、その実態を把握するとともに、国・県等の関係機関に指定拡大の要請を行う。

2 がけ崩れ防止対策

急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為を制限するとともに、擁壁等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を促進する。

第5項 土砂災害危険箇所に対する警戒避難態勢の整備

土砂災害危険箇所付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、警戒区域・避難施設その他の避難場所及び避難路等土砂災害に関する情報の整備及び提供に努める。

第2節 地盤災害の予防

第1項 液状化危険地域の予防対策

沖積層の堆積している地域では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設等に対して被害をもたらす可能性がある。

- 1 町及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたっては、地盤改良により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を実施するほか、大規模開発にあたっては十分な連絡・調整を図るよう努める。
- 2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を検討していく。

第2項 造成地等の予防対策

造成地等に発生する災害の防止については、開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督をつうじて行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期前の巡視強化及び注意の呼びかけを行うなどして、災害の防除に努める。

災害防止に関する指導基準

- 1 災害危険度の高い区域
地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、開発許可制度及び建築確認制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅の地区外への移転・誘導を図る。
- 2 人工崖面の安全措置
宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。
- 3 軟弱地盤の改良
宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良等の指導を行う。
- 4 宅地耐震化推進事業の促進
大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地マップを作成し、住民に対する情報提供を促進するとともに、変動予測調査及び必要に応じて滑動崩落防止工事の実施等を検討する。

第7章 災害情報体制の整備

本編第2編第5章「災害情報体制の整備」を準用する。

第8章 災害応急体制の整備

本編第2編第6章第1節「職員の体制」～第5節「防災中枢機能の確保、充実」を準用する。

第9章 避難予防対策

本編第2編第7章「避難予防対策」を準用する。

第10章 救助・救急・医療活動

本編第2編第8章「救助・救急・医療活動」を準用する。

第 1 1 章 火災予防対策

基本的な考え方

大規模地震時には、同時多発の火災が発生し、それが甚大な被害を生むことから、町は、平常時における出火防止を基本とした予防対策を推進することが必要である。

章	節	項	番
火災予防対策	出火防止	一般火気器具からの出火防止	
		電気器具からの出火防止	
		化学薬品からの出火防止	
		その他の出火防止	
	初期消火	自主防災組織の育成	
		事業所における自衛消防隊の育成	
	消防力の強化	消防水利の整備	
		消防資機材の整備	消防本部・消防署
			消防団
			自主防災組織
消防相互応援体制の整備		県内広域消防相互応援協定の締結	
		事業所等との間の応援協定の締結	

第1節 出火防止

近年の地震においては、地震から数時間を経過しての電気器具による出火という過去の地震による出火と異なった形態を示す火災が起きている。機器の進歩、ライフスタイルの変化、安全対策の充実により出火原因や火災の形態に変化が現れており、出火防止についても新たな対策が必要となってきている。

第1項 一般火気器具からの出火防止

地震時におけるガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火は、近年その割合を減少させているが、地震の発生直後に同時多発し消火が困難であること、ガスや油類は他の発火源における出火においても着火物となる可能性が高いことから一般火気器具からの出火防止は重要である。

地震が発生した場合には火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に火気器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

また、過熱防止機構の付いたガス器具、耐震自動消火装置付き石油ストーブ、耐震自動ガス遮断装置等の普及促進を図る。

第2項 電気器具からの出火防止

近年の地震による出火原因では、電気関係による割合が増えていたが、阪神・淡路大震災では、「不明」を除き「電気による発熱体」が発火源の最多となり、この傾向が顕著となっている。

また、停電後の通電により地震から数時間を経過して出火するという新たな形態の火災が起きており、電気器具からの出火防止対策を講じていく必要がある。

電気ストーブ及び電気コンロについては一般火気器具の出火防止同様、器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

特に、電気ストーブでは、落下物によりスイッチが入ったと考えられる事例や落下物や周辺の散乱物等により転倒状態であっても耐震装置が働かなかったと考えられる事例、観賞魚用ヒータが空気中に露出し、過熱状態であってもサーモスタットが機能しなかったと考えられる事例等、従前の予想を超える事象が発生したことに留意し、地震が発生した場合には使用中の電気器具のスイッチを切り、電熱器具などの電源プラグを抜くとともに、避難時にはブレーカーを切ることを住民に啓発することや感震ブレーカー等の普及促進を図っていく。

第3項 化学薬品からの出火防止

学校、研究機関、工場等で使用される化学薬品は、容器の損壊、混合・混触等により、自然発火するおそれがある。

このため、適正な保管、容器や棚の転倒防止措置についての徹底を図っていく。

第4項 その他の出火防止

危険物施設については、出火した場合には付近に与える影響が極めて大きいことから、耐震性の確保等一層の安全管理の徹底を図る。

第2節 初期消火

大規模地震が発生した場合には、同時多発の火災が発生することから、消防機関での消火活動が困難になる。

大規模火災を防ぐには、発災直後における初期消火が最も有効な対策となることから、住民、自主防災組織等地域が一体となった消火活動が求められる。

なお、初期消火には消火器が有効であることから、消火器の有効活用を図るよう住民、自主防災組織等を指導する。

第1項 自主防災組織の育成

震災時の火災発生における初期消火についての知識、技術を習得させるなど、自主防災組織の育成強化を図り、消防機関と一体となった活動体制を確立するよう努める。

第2項 事業所における自衛消防隊の育成

震災時には、事業所の自衛消防隊についてもその活動が大きく期待されることから、自衛消防隊の育成を推進する。

第3節 消防力の強化

町は、大規模地震の発生に対応できる消防力の強化を図るため、計画的に消防資機材等の整備充実を図る。

第1項 消防水利の整備

震災時は、断水等により消火栓が使用できず、消火活動に重大な支障をきたすおそれがあることから、今後、耐震性貯水槽の整備、河川水、海水、農業用水等を活用した自然水利の開発、水泳プール等を指定消防水利とするなど、消防水利の確保を一層推進する。

第2項 消防資機材の整備

1 消防本部・消防署

通常火災に対応する資機材は整備してきているが、今後、地震火災に有効な消防ポンプ自動車、化学消防車、はしご付ポンプ車、小型動力ポンプ付水槽車、電源車等の整備を推進していく。

2 消防団

火災初期における機動的な活動に有効な従来の消防ポンプ車の整備に加え、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車の整備を推進していく。

3 自主防災組織

初期消火に必要な可搬式小型動力ポンプ、消火器の整備を推進していく。

第3項 消防相互応援体制の整備

1 県内広域消防相互応援協定の締結

2 事業所等との間の応援協定の締結

第 1 2 章 要配慮者対策

和木町地域防災計画（本編）別冊 1 「和木町要配慮者対策・支援計画」第 2 章を準用する。

第 1 3 章 緊急輸送活動

本編第 2 編第 1 0 章「緊急輸送活動」準用する。

第 1 4 章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画

本編第 2 編第 1 1 章「災害救援物資の確保、災害対策基金計画」を準用する。

第 1 5 章 ボランティア活動の環境整備

本編第 2 編第 1 2 章「ボランティア活動の環境整備」を準用する。

第 1 6 章 施設、設備等の応急復旧体制

本編第 2 編第 1 3 章「施設、設備等の応急復旧体制」を準用する。

第 17 章 津波災害予防対策

基本的な考え方

- 1 本町は、山口県の東端に位置し、東部は海岸線、北部は一級河川の小瀬川を有していることから、太平洋の海域等で津波が発生すれば、その影響を受ける地理的環境にある。河川沿いに暮らす人はもちろんのこと、河川敷などで行動する際にも、津波災害の特徴を理解し、的確な避難行動のとり方を身につけておくことが必要不可欠である。
- 2 津波災害対策の検討にあたっては、以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。
 - (1) 最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
〔対策〕 河川堤防などの保全施設の整備による人命、資産の保護
 - (2) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
〔対策〕 住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸としたハード・ソフト両面による総合的な津波対策
- 3 津波避難に関する事項は、本章によるものの他、細部は「津波避難計画」による。

章	節	項
津波災害予防対策	津波防災意識の向上	津波防災知識の普及啓発
		防災教育
		津波防災訓練
		避難行動要支援者への配慮
	津波からの避難	避難に対する基本的な認識と周知
		津波情報の伝達体制
	津波保全施設の整備	小瀬川河口及び下流域の保全施設等の整備
		避難場所、避難経路、津波避難ビル等の指定・整備

【参照資料】

- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 1 「要配慮者施設、避難場所等の指定一覧」
 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 1 7 「主要指定避難所開設・運営の考え方」
 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 2 9 「津波避難計画」
 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 3 1 「浸水想定区域に対する避難（移動）支援担任区分」
 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 3 5 「和木町事業継続計画」
 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 3 7 「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」

第1節 防災意識の向上

津波による人的被害を軽減するためには、防災関係機関による防災対策の推進と同時に、町民一人ひとりが自らの命は自分で守るという心構えをもち、発災時における冷静な行動のとり方を身につけることが最も重要であり、そのような風土・文化を醸成する必要がある。

このため町、県及び防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、町民に対し、津波に関する防災知識の普及啓発を推進するとともに、防災教育の推進に努め、町民の防災意識の向上を図る。加えて、発災時に円滑かつ的確な行動が行えるよう、自主防災組織等と連携して実践的な防災訓練を実施する。

本節による記述の他、細部は、町「津波避難計画」による。

第1項 津波防災知識の普及啓発

津波による人的被害軽減を図るためには、町民一人ひとりの自主的な避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示(緊急)の意味と内容の説明などの啓発活動を行うとともに、防災に関する情報を分かりやすく発信する。

また、避難行動に関する知識、津波の特性やメカニズムなどに関する情報、津波の想定・予測の不確実性について周知を図るとともに、家庭での予防・安全対策等の普及啓発を図る。

津波避難に関する次の内容の普及啓発を図る。

- 1 強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。避難にあたっては、徒歩によることを原則とし、自ら率先して避難行動をとるが他の地域住民の避難を促すこととなる。
- 2 地震による揺れを感じない場合にも、大津波警報、津波警報を見聞きしたら、速やかに避難すること、沿岸部や遊歩道等の堤外地にいる場合においては、津波注意報において避難する必要がある。
- 3 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもあること。第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や、場合によっては数時間から1日以上にわたり、津波が継続する可能性があること、強い揺れを伴わず、危険を体感しないまま押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生可能性があることから、警報等解除までは沿岸部に近づかないこと。
- 4 地震・津波は自然現象であり想定を超える可能性がある。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ること。
- 5 家族等の安否確認のために津波の危険性がある地域へ戻ったり、その場所に留まったりすることのないよう、家族等の安否確認の方法や、津波から避難した際の集合場所等について各家庭であらかじめ話し、決めておく必要があること。

第2項 防災教育

町は、県、隣接市、防災関係機関、教育機関、民間団体等と密接な連携を図り、津波や防災についての基本的な事項を理解し、主体的な避難行動をとる姿勢を醸成する防災教育を実施する。

- 1 学校における防災教育のための指導時間の確保をはじめ、津波に関する資料等の配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、津波に関する防災教育を実施する。
- 2 住んでいる地域の特性や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- 3 文化会館、総合コミュニティセンター等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な関わりの中で、津波防災に関する教育の普及推進を図る。
- 4 津波浸水想定を踏まえた指定避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、周知を図る。

第3項 津波防災訓練

防災週間等を通じ、町、住民及び関係機関等が一体となり、積極的かつ継続的に実践的地域訓練を実施し、防災活動力の向上や町民の適切な避難措置等に努める。

- 1 夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく津波防災訓練を行うよう指導し、町民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。
- 2 津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、津波到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

第4項 避難行動要支援者への配慮

町は、防災知識の普及や防災訓練の実施にあたっては、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第2節 津波からの避難

津波からの迅速・的確な避難のため、町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じ、町「避難指示等の発令・伝達マニュアル」第4編「津波災害」により避難指示の具体的な発令基準を定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた情報伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

第1項 避難に対する基本的な認識と周知

津波災害は、震源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じるなど地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があり、さらに、自然現象であることから、大きな不確定要素を伴うため、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

1 避難方法

津波発生時には、地震による家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩を原則とするが、歩行困難者に対する介助搬送による徒歩避難が困難な場合等には、自動車による乗り合わせ避難について各自主防災組織毎に計画し、地区での合意形成を図る必要がある。また、町、関係機関等は自動車による高台避難を想定し、車両渋滞による逃げ遅れを防止するため、あらかじめ避難経路の指定と交通統制により渋滞防止に努める必要がある。

細部は、町「津波避難計画」による。

2 津波ハザードマップの作成・周知

町は、県の津波浸水想定等を踏まえ、津波防災地域づくりに関する法律第55条に基づき、平成27年3月に「和木町津波・高潮ハザードマップ」を作成し、これを全戸配布して住民等への周知を図った。今後も浸水想定等の見直し等に基づき内容の検討と更新とともに住民への周知を継続する。

なお、津波ハザードマップが町民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努める。

3 避難体制の確立

町は、津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等、地域の実情を考慮した「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」「津波避難計画」を作成し、これに基づき津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。

(1) 避難指示

町は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、町「避難指示等の発令・伝達マニュアル」に定める要領により、直ちに避難指示を発令できる体制を維持する。

(2) 町民等の避難誘導體制

ア 津波発生時には、徒歩による避難を原則としつつ、各地域の実情や避難行動要支援者の存在を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法を町「津波避難計画」に定める。

イ 避難する町民の安全確保はもちろんのこと、消防職員、消防（水防）団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールについて、町「津波避難計画」に定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導する。

ウ 避難場所の案内板や避難誘導標識、海拔表示等の整備し、内容の変更、老朽化に伴う更新を図る。

エ 町内の小瀬川（右岸）遊歩道等の堤外地の所有者に対しては、町「津波避難計画」に基づき、あらかじめ施設の管理者（太田川河川事務所、漁業協同組合等）、コンビナート事業者（ENEOS、三井化学㈱）、自主防災組織等と連携して、これらの者の協力体制を確保するように努めるとともに、地震発生直後に津波発生の危険性が高い場合においては、日頃から過去の事例等により啓発活動を行うよう努める。

4 避難行動要支援者及び外来者の避難

(1) 町「津波避難計画」に基づき、津波による被害のおそれのある地域の社会福祉施設、医療施設等の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、津波に対する安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期すものとする。

(2) 町は、社会福祉施設、医療施設等の避難対策について支援するとともに、避難行動要支援者の避難対策についても近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。また、駅・宿泊施設・行楽地における「和木町津波・高潮ハザードマップ」の掲示、避難場所・避難路の誘導表示・海拔表示板を実施し、周知を図る。

5 町の津波避難体制確立への県の支援

町は、津波が発生した際に、町の津波対応や市民の迅速な避難行動ができるよう、県より津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果のデータの提供を受けるとともに、避難方法及び避難場所、避難路等を指定する際の基本的な考え方や方向性を示した「和木町津波・高潮ハザードマップ」や「津波避難計画」の見直し等に資する。

第2項 津波情報の伝達体制

1 伝達先の確認

津波警報等及び、避難指示（緊急）等の伝達について、町「避難指示等の発令伝達マニュアル」及び「津波避難計画」に基づき、町は、関係機関はあらかじめ漏れのないよう系統、伝達先を再確認する。

2 町民等への情報伝達体制の確立

町民等には迅速に避難行動を取ってもらう必要があることから、町は、「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」「津波避難計画」に示すあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、町民等への津波警報等及び避難指示（緊急）の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

3 通信施設設備の整備

町民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ、確実に実施するため、町の地域特性や地理・地形における自然災害や石油コンビナート災害等の有事を想定して、各種の防災情報収集・伝達手段を整備する。

また、停電による情報収集・伝達の機能が失われないう、 「和木町業務継続計画」 に基づく非常用発電機の整備、津波の影響を受けない場所での可搬型発電機の運用とともに、代替庁舎における非常用発電機の整備を実施する。

4 多様な伝達手段の確保

「津波避難計画」 に基づく、即時一斉の多様な情報伝達手段を維持、整備する。

5 河川敷等への情報伝達

小瀬川遊歩道等の堤外地での行動者に対して、「津波避難計画」 に示す伝達手段の他、同計画により、迅速かつ、効果的な情報伝達体制を維持、整備する。

第3節 津波保全施設の整備

第1項 小瀬川河口及び下流域の保全施設等の整備

施設の保全整備に係る基本的な考え方

町内の小瀬川右岸における堤防高、強度の不足、水門等の耐震性について、想定最大規模の地震及びこれに伴う河口より遡上する津波（洪水を含む）に対する堤内地への浸水防止の保全を基準として、河川管理者（国交省中国地方整備局太田川河川事務所）に整備を要望する。

この際、下記の町内重要水防箇所の整備を継続的に要望する。

図面対象番号	種別	重要度	地点名	区間	延長	重要理由	工法
35	越水（溢水）	B	和木6丁目	C0K650～1K160	1,810	高潮	積み土嚢
36	堤体漏水	A	和木6丁目	C0K600～C0K200	400	断面不足	積み土嚢
37	堤体漏水	B	和木6丁目	C0K200～0K400	600	断面不足	積み土嚢
38	堤体漏水	A	和木6丁目	0K400～0K800	400	断面不足	積み土嚢
39	堤体漏水	B	和木6丁目	0K800～1K000	200	断面不足	積み土嚢
40	堤体漏水	B	和木1～4丁目	1K000～2K200	1,200	掩体漏水・すべり	積み土嚢
41	越水（溢水）	B	瀬田	2K600～2K800	200	堤防工不足	積み土嚢
42	堤体漏水	B	関ヶ浜2丁目	3K200～3K600	400	掩体漏水・すべり	積み土嚢
43	基礎地盤漏水	B	関ヶ浜2丁目	3K300～3K400	100	漏水	積み土嚢
44	越水（溢水）	A	大字関ヶ浜～小瀬	4K600～5K000	400	堤防高不足	積み土嚢



第2項 避難場所、避難路、津波避難ビル等の指定・整備

1 避難場所の整備にあたっては、「津波避難計画」 に基づき、津波の浸水想定区域外となる蜂ヶ峯総合公園等の高台避難を基本とし、歩行困難な要配慮者及び逃げ遅れを考慮し、別紙「主要指定避難所の開設・運営の考え方」及び「津波避難計画」 に基づき浸水想定区域内でも垂直避難が可能な堅牢な高層階施設を開設・運営する。この際、当該避難場所となる施設は、浸水により孤立が予想される間の対応に必要な備蓄品等の整備に努める。

- 2 町は、基本となる高台避難において、町民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる家屋の倒壊、段差の発生、登山道入り口付近での避難者の渋滞、停電による街灯の消灯等、車両避難者等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮し、「津波避難計画」に基づき町道蜂ヶ峯公園線及び八幡山登山道（散策道）、和木テレビ中継所に至る登山道（散策道）を避難路として指定し整備を行うものとする。

この際、県が計画する「一般県道蜂ヶ峯公園線」の整備状況を踏まえて、避難路としての運用を検討する。

- 3 津波浸水想定区域となる和木地区においては、別紙「主要指定避難所の開設・運営の考え方」に示す以下の指定避難所を垂直避難施設として同時開設して、要配慮者、逃げ遅れ等に対応する体制とする。
- (1) 総合コミュニティセンター
 - (2) 和木中学校
 - (3) 和木こども園
 - (4) 和木小学校
 - (5) 三井化学記念体育館
- 4 避難場所の位置が分かるような案内・誘導板や標高（海拔）がわかる海拔表示板を点検し、必要に応じ更新、整備を実施し避難場所の周知を図る。

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画

基本的な考え方

町内に地域に地震、津波による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、町は、県、他の市町、指定地方行政機関、指定公共機関、その他の防災関係機関及び町民の協力を得て、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。このため、応急対策活動の実施に必要な計画を定め、万全を期するものとする。

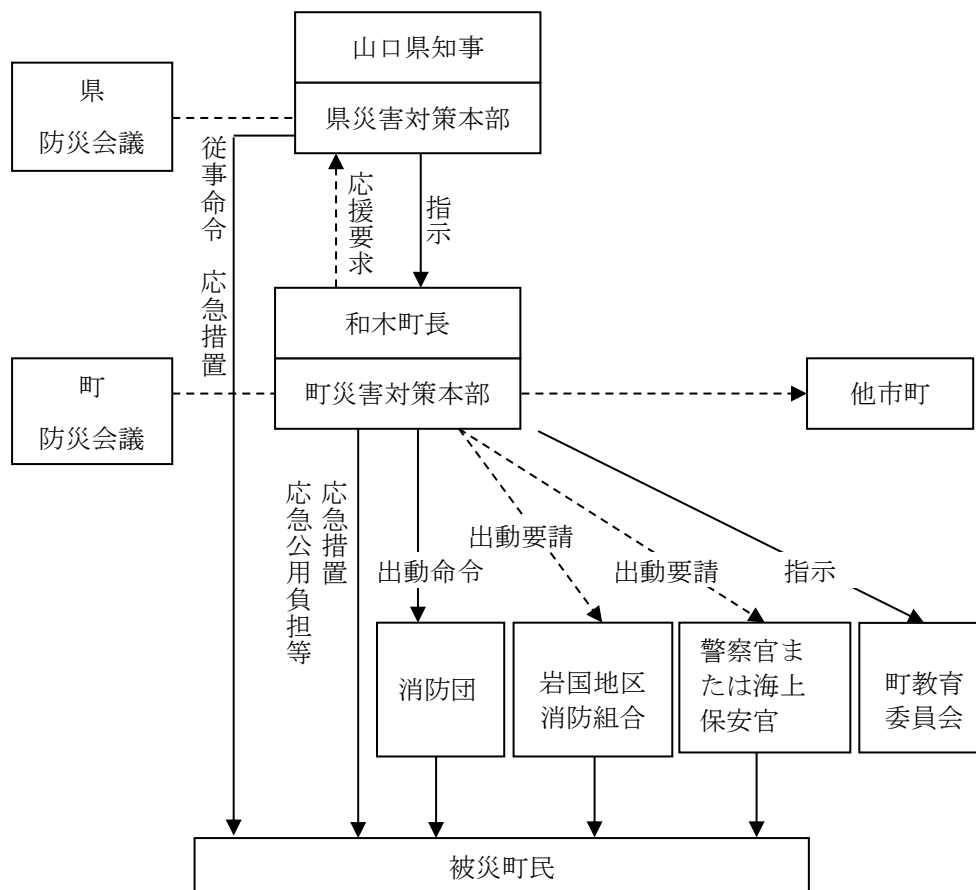
章	節	項	番
応急活動計画	町の活動体制	災害対策本部の設置	
		町本部の運営	
		休日・夜間発災時の本部機能の確保	警戒体制の職員
			配備体制の確保
			24時間体制の確保
		動員配備計画	配備体制
			本部勤務員
			職員の動員体制
			動員の方法
		消防団の出動	
	本部の編成及び所掌事項		
	指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制	指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関	
		防災上重要な施設の管理者等	
	支援活動体制	緊密な連携の確保	
応援協力体制の確保			
防災業務関係者の安全確保			

【参考資料】

- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料17「主要指定避難所開設・運営の考え方」
- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料18「総合コミュニティセンター避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料19「和木中学校避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料20「和木こども園避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料21「和木小学校避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料22「三井化学記念体育館避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料31「浸水想定区域に対する避難（移動）支援担任区分」
- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料32「災害時受援計画」
- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料34「災害発生時の職員等参集マニュアル」
- 別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料35「和木町事業継続計画」

第1節 町の活動体制

町長は、町の地域に地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令及び本計画の定めるところにより指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関の協力を得て災害応急対策を実施する。



第1項 災害対策本部の設置

本編3編第1章第1節第1項「災害対策本部の設置」を準用する。

第2項 町本部の運営

本編3編第1章第1節第2項「町本部の運営」を準用する。

第3項 休日・夜間発災時の本部機能の確保

大規模地震（震度5弱以上）等の発生時には、初期段階での素早い対応がその後の防災対策の成否を左右する。

このため、町内において震度3以上の地震が発生した場合、時期の別なく「災害発生時等の職員等参集マニュアル」に基づき、指定された職員が登庁し対処する。

1 警戒体制の職員

- (1) 30分以内（徒歩、自転車及びバイク）で登庁可能な、町内又は町隣接地域在住の職員をもって指定する。
- (2) 当該職員は、発災後直ちに登庁し、あらかじめ定められた職務を遂行、発災直後における本部機能の確保に努める。

2 配備体制の確保

和木町防災メール等による地震発生情報及び職員緊急登庁の配信、その他各部署内における緊急連絡体制により、「災害発生時等の職員等参集マニュアル」に基づく職員参集体制を確立する。

具体的には、自主参集が可能となるよう、各職員への携帯電話、スマートフォンへの和木町防災メールの常時受信体制（保有、登録、携行）による緊急連絡体制の確保を図る。

3 24時間体制の確保

休日、夜間において県及び関係機関等から提供される地震情報は、宿直員を経由して警戒体制（企画総務課）の職員に伝達する。この際、当該職員の他、全職員は、和木町防災メール、その他の手段により町内における地震情報に注意し、「災害発生時等の職員参集マニュアル」に示される地震が町内に発生した場合は、その規模に応じて示される職員が登庁し対応する。

第4項 動員配備計画

1 配備体制

(1) 地震

ア 災害対策本部未設置

種別	配備の基準	体制の概要	配備課
第1警戒体制	町内で震度3の地震が発生した場合	・地震による町内の被害の有無を収集する体制とする。	企画総務課 必要に応じ1名以上 ※課外・休日は守衛対応
第2警戒体制	町内で震度4の地震が発生した場合	・地震動による町内の被害情報がなく、今後の情報収集、県及び防災関係機関との連絡体制の維持に必要な体制とする。	企画総務課 都市建設課 (各2名)
		・地震動により町内に被害発生の可能性があり、今後の被害情報の収集・確認とともに、災害対応の準備が必要であると企画総務課長が判断する場合、第2警戒体制を拡大した体制とする。	企画総務課 都市建設課 (共に全職員) 住民サービス課 保健福祉課 教育委員会事務局 (各2名) その他、必要と認められる職員
災害警戒本部	町内で震度5弱の地震が発生した場合	以下において、今後の対応のため町的意思決定組織を必要とした場合、町長を本部長とした災害警戒本部体制とする。 ・地震動により町内に被害発生の可能性があり、組織的な体制の下に被害情報の収集・確認、町、県及び関係機関等との災害対応への準備が必要とする場合	町長 副町長 教育長 全課長 第2警戒体制の職員

イ 災害対策本部設置

種別	配備の	体制の概要	配備課
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 町内で震度5強以上の地震が発生した場合 地震発生により町内に被害が出た場合 	<p>以下において、町の総力を挙げての対応が必要であるとした場合、町長を本部長とした災害対策本部体制とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震動により町内に相当の被害が発生し、災害応急対応、2次被害防止のため、町、県及び関係機関等が連携して対応する必要がある場合 	全職員

(2) 津波

ア 災害対策本部未設置

種別	配備の時期	体制の概要	配備課
第2警戒体制	町沿岸を含む瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> 津波による災害の発生が予想されるため、住民への避難広報・誘導、災害の拡大防止のための必要な準備の開始及び発生後における災害情報、災害応急対策に必要な諸準備に取り組む体制 企画総務課長の判断により、関係課の所要の人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施する。 町内の沿岸部及び小瀬川遊歩道等の堤外地に対する「避難指示」発令と、今後の情報収集、県及び防災関係機関との連絡体制の維持に必要な体制とする。 	<p>企画総務課 都市建設課 (共に全職員) 住民サービス課 保健福祉課 教育委員会事務局 (各2名) その他必要と認められる職員</p>
災害警戒本部	警戒体制下において、以後の災害対応について協議を要すると町長が認めた場合	<p>以下において、今後の対応のため町的意思決定組織を必要とした場合、町長を本部長とした災害警戒本部体制とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内に津波被害の発生が予測され、町、県及び関係機関等が連携した組織的な避難体制での対応を必要とする場合 	<p>町長 副町長 教育長 全課長 第2警戒体制の職員 その他必要と認められる職員</p>

イ 災害対策本部設置

種別	配備の時期	体制の概要	配備課
災害対策本部	町沿岸を含む瀬戸内海沿岸に「津波警報」「大津波警報」が発表された場合	<p>以下において、町の総力を挙げての対応が必要であるとした場合、町長を本部長とした災害対策本部体制とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内に相当規模の津波被害の発生が予測され、町、県及び関係機関等が連携した広域かつ迅速な避難体制での対応を必要とする場合 	全職員

細部は、「災害発生時等の職員等参集マニュアル」による。

2 本部勤務員

- (1) 班長及び主管長は、「災害発生時の職員等参集マニュアル」に示す本部勤務員を指名し、本部長の指示により本部勤務員を派遣する。
- (2) 班長及び主管長は、自ら又は指示を受けて災害現場に職員を派遣し、現場の状況の把握・報告を行う。

3 職員の動員体制

(1) 動員体制の確立

ア 各主管長は、所掌する職員への伝達責任を有し、平素から課・室・局内の非常時連絡体制を確立しておく。

この際、災害発生に伴う災害対策本部の設置により、全職員の動員（緊急登庁）とともに、安否確認を必要とする場合、和木町防災メール（職員用）による一斉配信・返信により、伝達及び把握を実施する。

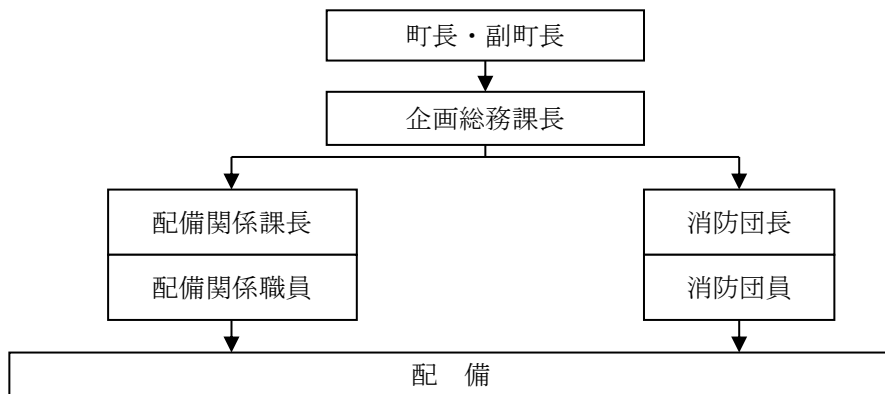
イ 各主管長は、災害時の通勤所要時間を考慮し、登庁後に従事する職員と担任する非常時優先業務を指定しておく。

この際、職員等の被災を考慮し、予備の要員を考慮して指定するものとする。

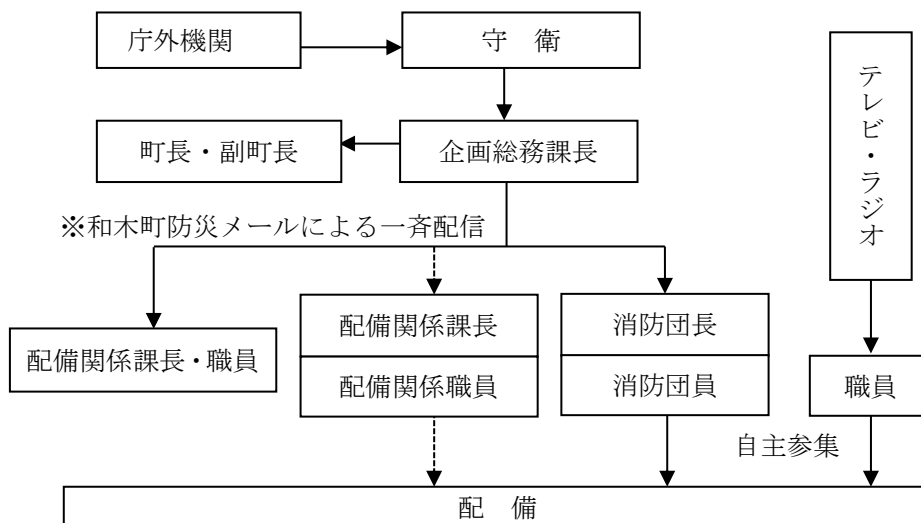
ウ 夜間、休日等の勤務時間外を含め、動員（呼集）の実効性を高めるため、和木町防災メール（職員用）等による情報伝達訓練を定期的実施する。

(2) 動員体制の確立

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



4 動員の方法

「災害発生時等の職員参集マニュアル」に基づき呼集を行う。

- (1) 勤務時間内にあつては、庁内放送、電話等で行う。
- (2) 勤務時間外
 - ア 第1警戒体制の移行においては、町内で地震（町内震度3）が発生した場合は、守衛勤務者よる対応による。
 - イ 第2警戒体制への移行は、関係職員の自動参集又は守衛勤務者からの電話連絡等により参集する。
 - ウ 災害警戒本部体制及び災害対策本部体制への移行は、各主管長等から関係職員への電話連絡による呼集を実施する。ただし、移行において、ほぼ全職員を対象とした緊急動員が必要な場合、和木町防災メール（職員用）による一斉配信・返信による呼集を行う。
- (3) 自主参集
「災害発生時等の職員等参集マニュアル」に基づき、町内に相当規模の災害が発生する恐れがあり、又は災害が発生したことを確認した場合、情報伝達手段の途絶を考慮し、各職員は、配備連絡等を待たずに、直ちに所属部署に参集するものとする。
- (4) 非常参集
「災害発生時等の職員等参集マニュアル」に基づき、災害による交通途絶、負傷等のため、参集が遅れ又は参集できない場合は、各所属長等に連絡し、指示に従う。
- (5) 各部署相互間の応援動員
 - ア 応援要請
本部内班長又は主管長は、本部内の他班、又は課室局からの職員の応援が必要とするときは、各主管長に要請を行うとともに、企画総務課長に連絡を行う。
 - イ 動員の措置
 - (ア) 本部内班長又は主管長は、応援要請内容により、余裕のある者から動員の措置を講じるものとする。
 - (イ) 企画総務課長は、その状況を把握し、円滑な応急活動が行えるように配慮する。

5 消防団の出動

消防団長は次の場合、消防団全分団に出動命令を出す。

- (1) 町内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 本部長から出動要請がある場合

第5項 本部の編成及び所掌事項

本部の編成及び所掌事項は、次のとおりとする。なお、災害対策本部が設置されていないときであっても、次の所掌事務にしたがって、防災対策を実施するものとする。

主管部 支援部	班、班長	関係課・係	所掌事項
企画総務課・議会事務局	総括班 ・ 企画総務課長 (課長補佐) 議会事務局長	企画総務課 庶務係 議会事務局	<p>本部の開設・運営・閉所の総括（運営基盤を含む）に関する事。</p> <p>本部の業務予定、会議に関する事。</p> <p>本部長及び副本部長に関する事。</p> <p>各部の災害対策の連絡調整に関する事。</p> <p>避難勧告・指示に関する事。</p> <p>県（防災危機管理課）に対する報告及び要望に関する事。</p> <p>報道機関との連絡調整に関する事。</p> <p>被災者の生活物資の確保、供給に関する事。</p> <p>防災行政無線、防災メールの管理運営に関する事。</p> <p>気象に関する情報の収集に関する事。</p> <p>職員の呼集、勤務、勤務環境等に関する事。</p> <p>他県及び他市町村からの応援に関する事。</p> <p>災害情報及び災害対策の発表に関する事。</p> <p>自衛隊の災害派遣要請に関する事。</p> <p>各部からの災害情報及び報告事項のとりまとめに関する事。</p> <p>受援（人的・物的）業務に関する事。</p> <p>県総合防災情報システムに関する事。</p> <p>災害対策に関する事務で他部に属さないこと。</p> <p>「災害時受援計画」に基づく受援班の業務に関する事。</p> <p>その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関する事。</p>
	情報班 ・ 企画総務課長 (課長補佐)	企画総務課 企画係	<p>各種情報（天候・気象を含む）の収集、分析・記録に関する事。</p> <p>情報に関する各班との連携に関する事。</p> <p>被害見積りに関する事。</p> <p>警報、情報等の住民伝達（町HP、文字放送）に関する事。</p> <p>庁内情報システムの保全管理に関する事。</p> <p>その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関する事。</p>
	応急対応班	企画総務課長 (課長補佐)	企画総務課 財政係

			その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関する こと。
	消防団 長	消防団	消防団員の動員に関する こと。 消防・水防活動に関する こと。 災害情報の収集・広報に 関する こと。 避難に関する こと。 人命救助、救出に 関する こと。 巡視・警戒に 関する こと。 岩国地区消防組合と連携した活動に関する こと。

主管部 支援部	班、班長	関係課・係	所掌事項
保健福祉課・ 税務課・ 会計室・ 教育委員会事務局 (和木こども園を除く)	避難住民対応班 保健福祉課長	保健福祉課 ・ 会計室 ・ 教育委員会 事務局	○保健福祉課、会計室 災害救助法の適用に関する こと。 災害救助に関する計画の総括及び活用に関する こと。 住民の安否確認に関する こと。 被災者台帳管理と保健福祉課に関する被災者生活 再建支援の適応に関する こと。 避難行動要支援者の管理・支援に関する こと。 関係施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に 関する こと。 応急救助に関する関係機関との連絡に関する こと。 避難所の開設、運営に関する こと。 避難所に関する備蓄品、緊急支援物資の請求、受入、 配分、管理等に関する こと。 民生委員児童委員との連絡に関する こと。 救助事務の指導及び連絡に関する こと。 義援金品の受入れ・配分に関する こと。 民生安定に関する こと。 ボランティアの活動支援に関する こと。 応急医療及び助産に関する こと。 医療機関との連絡に関する こと。 医薬品、衛生器材の確保に関する こと。 環境衛生、防疫に関する こと。 応急衛生対策に関する こと。 ○教育委員会事務局 文教施設の被害調査及び応急復旧に関する こと。 児童生徒の避難措置並びに災害救助活動に関する こと。 被災児童生徒に対する学用品の供給等に関する こと。 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関する こと。 応急教育の実施に関する こと。 文化財に関する こと。 緊急物資集積拠点の管理・運営に関する こと。 災害用備蓄品、緊急支援物資の端末輸送に関する こと。

			<p>避難所開設の協力及び避難施設の安全対策に関すること。</p> <p>教育委員会事務局に係る被災者生活再建支援制度の適応に関すること。</p> <p>その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関すること。</p>
	<p>避難住民対応班</p> <p>税務課長</p>	<p>税務課</p>	<p>住家の被害認定調査（編成、調査、再調査）に関すること。</p> <p>被災者台帳への更新、登録に関すること。</p> <p>家屋台帳の更新に関すること。</p> <p>り災証明の発行に関すること。</p> <p>税務課に係る被災者生活再建支援制度（税の減免、徴収猶予の措置等）の適応に関すること。</p> <p>応急救助に要する経費及び義援金の出納に関すること。</p> <p>その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関すること。</p>
<p>都市建設課・住民サービス課</p>	<p>復旧対応班</p> <p>都市建設課長</p>	<p>都市建設課</p>	<p>応急危険度判定、公共施設の安全点検（応援組織の対応を含む）に関すること。</p> <p>危険地域への立ち入り規制、危険地域の表示等に関すること。</p> <p>復旧・復興に関する応援組織（TEC-FORCE等）への調整・連携に関すること。</p> <p>公共土木施設関係の被害調査状況のとりまとめに関すること。</p> <p>砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設等、土砂災害の応急対策に関すること。</p> <p>河川の応急対策に関すること。</p> <p>道路及び橋梁の応急復旧に関すること。</p> <p>関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>緊急輸送道路の確保及び必要な措置に関すること。</p> <p>公園緑地の被害状況のとりまとめ及び応急対策に関すること。</p> <p>下水道に関すること。</p> <p>応急仮設住宅の建設に関すること。</p> <p>公営住宅の被害調査及び応急修理に関すること。</p> <p>被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。</p> <p>飲料水、給水車の運用に関すること。</p> <p>建設業者等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。</p> <p>資材の調達及び確保に関すること。</p> <p>その他、応急の土木建築対策に関すること。</p> <p>都市建設課に係る被災者生活再建支援制度の適応に関すること。</p> <p>その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関すること。</p>

	<p>復旧対応班</p> <p>住民サービス課長</p>	<p>住民サービス課</p>	<p>住民基本台帳の更新に関する事。</p> <p>住民サービス課に係る被災者生活再建支援制度の適応に関する事。</p> <p>農林業関係の被害状況のとりまとめ等に関する事。</p> <p>水産関係の被害状況のとりまとめ等に関する事。</p> <p>汚水、排水、有害物質、油濁等による公害の防止対策に関する事。</p> <p>食品衛生に関する事。</p> <p>遺体の埋葬及びこれに必要な措置に関する事。</p> <p>ゴミ、がれきの処理及び清掃に関する事。</p> <p>関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>その他被災地の生活衛生に関する事。</p> <p>その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関する事。</p>
和木こども園	<p>本部支援班</p> <p>和木こども園長</p>	<p>和木こども園</p>	<p>災害対策本部への職員の派遣（応援）に関する事。</p> <p>避難所、物資集積所その他、町施設への職員の派遣（応援）に関する事。</p> <p>その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関する事。</p>

第2節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制

第1項 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

- 町は、町の地域に地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、和木町地域防災計画、和木町業務継続計画（BCP）及び災害時受援計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。
- 上記1の責務を遂行するために必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準等を定めておくものとする。

第2項 防災上重要な施設の管理者等

町は、町内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、企業の責任者との間において町内に地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、和木町地域防災計画、和木町事業継続計画（BCP）、別紙「主要指定避難所の開設・運営の考え方」及び主要指定避難所の「避難所開設・運営マニュアル」により、その所掌事務に係る災害応急対策とともに、町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な体制を講じるものとする。

第3節 支援活動体制

1 緊密な連携の確保

町は、平素より地方公共団体、指定行政機関、公共機関、各事業者等は相互に緊密な連携の確保及び緊密な情報交換に努めるものとする。

2 応援協力体制の確保

町は、災害時において人的・物的に不足する災害応急対応能力について「災害時受援計画」に基づき、県、各地方公共団体及び関係機関の応援協力による支援活動体制を確立し、迅速かつ円滑な災害応急活動を実施する。

3 防災業務関係者の安全確保

町は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るものとする。

第2章 災害情報の収集・伝達計画

基本的な考え方

地震等により災害が発生した場合において、災害情報の収集・伝達は、町が迅速・的確に応急対策を講じるうえで最も重要なものとなる。

そのため、その収集・伝達の経路や手段について定める。

章	節	項	番	
災害情報の収集・伝達計画	災害情報計画	大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達		
		町及び関係機関による措置事項	気象台の措置事項	
			町の措置事項	
		消防本部の措置事項		
	土砂災害警戒情報			
	災害情報の収集・伝達	情報収集・伝達連絡系統	情報収集連絡系統	
		町の措置	情報収集体制	
			収集すべき情報の内容	
			現地被害調査要領	
			被害状況等の県への報告	
			直接速報	
各種被害報告				
通信運用計画				
災害時の放送				
広報計画				

【参考資料】

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料3 4 「災害発生時の職員参集マニュアル」

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料3 7 「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」

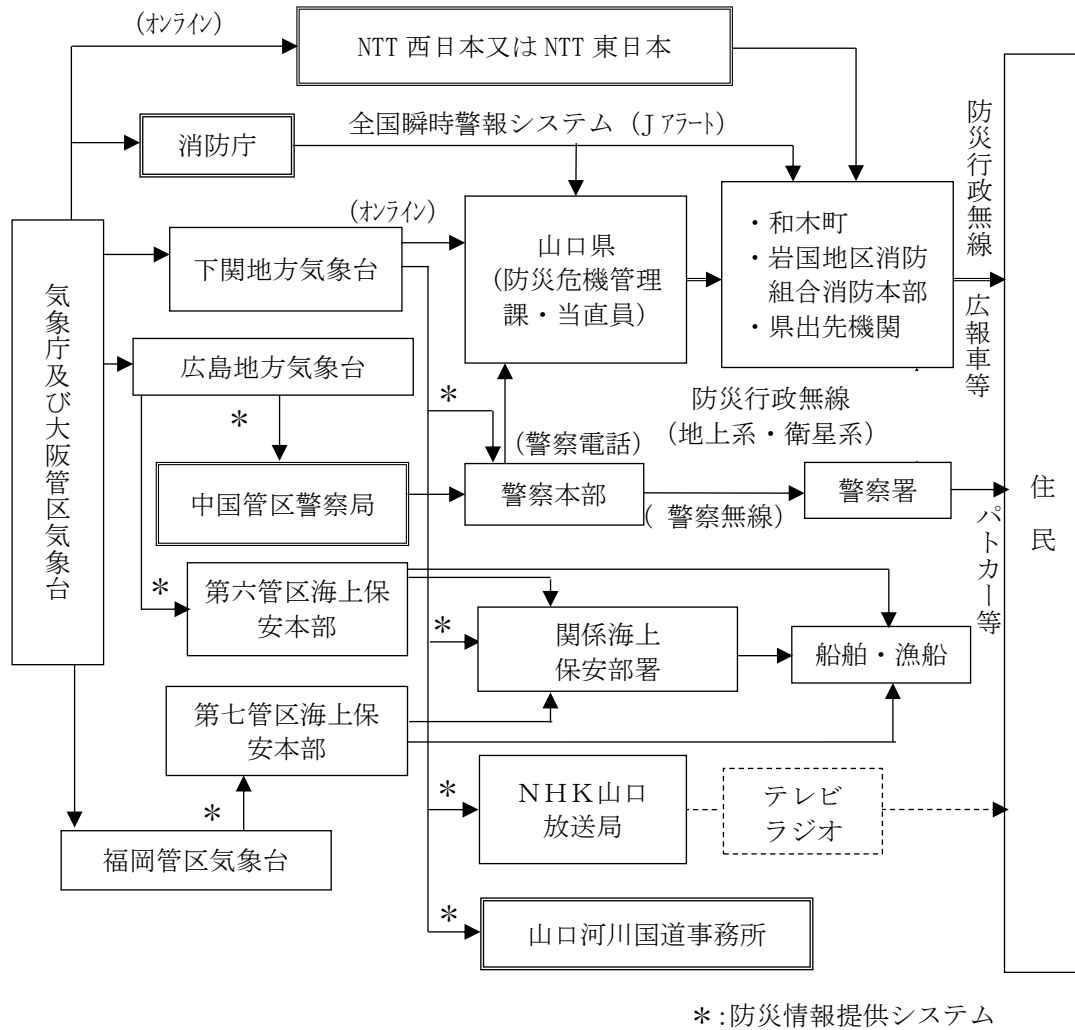
第1節 災害情報計画

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るために、町をはじめとして防災関係機関が得た情報を市民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。

第1項 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達

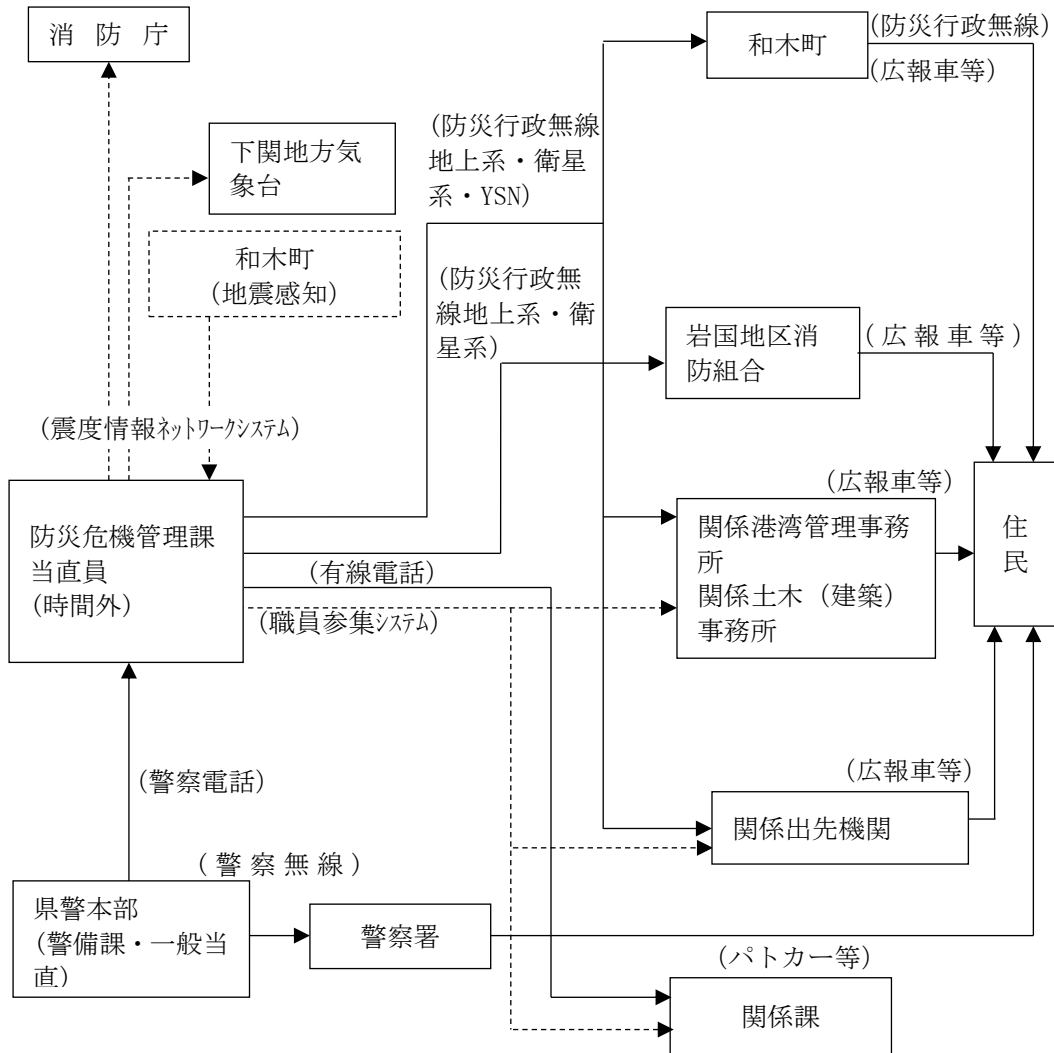
町及び防災関係機関は、相互の連携のもとに、地震、津波に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。

1 気象台からの伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

2 県からの伝達系統図



※ 全国瞬時警報システム(Jアラート)の情報は防災行政無線を通じて配信

第2項 町及び関係機関による措置事項

地震情報、津波予報の伝達等に関して、町及び関係機関が実施する措置は、次のとおりである。

1 気象台の措置事項

- (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・緊急地震速報・津波に関する情報の伝達
ア 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を津波予報区単位で発表する。

※ 日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。

その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さを数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表(津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合で、津波による災害の恐れがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

※大津波警報は、特別警報に位置付けられる。

イ 津波警報・注意報と避難のポイント

震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあるので、強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始する。

津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあるので、直ちにできる限りの避難をする。

津波は沿岸の地形の影響により、局所的に予想より高くなる場合があるので、ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。

津波は長い時間くり返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまでは、避難を続ける。

(2) 津波情報津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容情報の種類

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・津波は繰り返し襲い、後から来る波のほうが高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測地点ごとに発表する。また、これ等らの沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第1波の推定到達時刻）、最大波の推定到達時刻と推定高さを津波予報区域単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区域において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉を発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	3 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m 以上	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2 m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が持続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、地震動特別警報に位置づけられる。

下関地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

(5) 地震情報の種類とその内容

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上(津波警報等を発表した場合は発表しない。)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配がない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度の情報	以下のいずれかの場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合はその市町村毎の観測した震度を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の地震情報(地震回数に関する情報)」で発表

遠隔地地震に関する情報	国外発生地震について以下のいずれかの場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域の大きな規模な地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

(6) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版) ※ホームページでの発表をしていない	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・(担当地域海岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合は、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(担当地域海岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に関する災害予想図の作成、その他防災に係わる活動を支援するために、毎月の県内の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

(7) 南海トラフ地震に関する情報

- ア 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連開設情報」の情報名称で発表
イ 「南海トラフ地震臨時情報」には情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記
ウ 「南海トラフ地震関連開設情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表

詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合もある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※1でマグニチュード6.8以上(※2)の地震(※3)が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード(※4)8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内(※1)において、モーメントマグニチュード(※4)7.0以上の地震(※3)が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いる。

2 町の措置事項

(1) 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達

ア 町は、地震・津波情報について、県、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、町内の公共的団体、その他の施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに住民に周知する。

この場合、警察、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずる。

イ 町は、町民への津波警報、避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平素から訓練等を行うなどして習熟しておく。

また、伝達先に漏れないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認する。

ウ 町は、沿岸部河口付近の係留場所及び河川整備による多数の人が利用あるいは働いている漁業組合、河川管理者等に対して、あらかじめ津波警報発令時等における避難誘導等への協力体制を確保する。

(2) 近地地震・津波に対する自衛措置

ア 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。

強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて、町長は直ちに次の措置を講じる。

(ア) 海浜、港湾等にいる人、海岸付近の住民等に、直ちに安全な場所に避難するよう勧告又は命令する。

(イ) 海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。

イ 町に対する津波情報の伝達は、放送による方が早い場合があるので、地震感知後、少なくとも町内受信の報道機関の放送を一定時間（1時間以上）聴取する。

報道機関から津波警報が放送された場合においても、町長は、直ちに上記アの措置を行う。

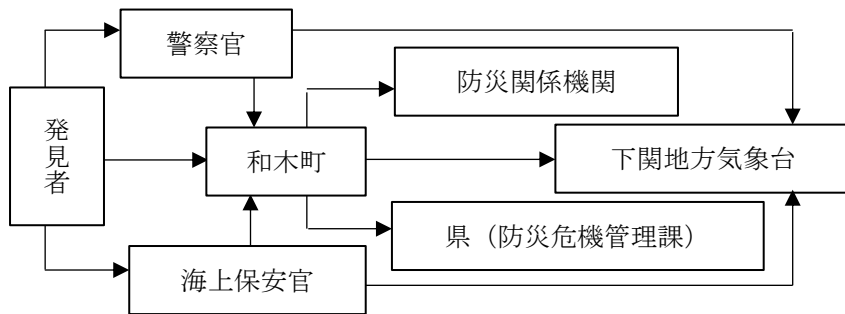
ウ 町長は、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができないとき、及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなったときは、気象業務法施行令第10条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な処置を講ずる。

エ 地震情報の早期収集を目的に、県が「計測震度計」を設置しており、これの観測値等も参考にして、上記アの措置を速やかに実施する。

(3) 異常現象の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた場合、又は自ら知ったときは、直ちに町（企画総務課）、警察官、海上保安官に通報する。

ア 通報系統



イ 通報を要する異常現象

異常現象	通報する基準
異常潮位	天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
地震動により引き起こされる現象	地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等
その他、地震に関するもの	群発地震、噴火現象

ウ 通報項目

- (ア) 現象名
- (イ) 発生場所
- (ウ) 発見日時分
- (エ) その他参考となる事項

(4) 一般的な災害原因に関する情報の通報

町は、地震等災害原因に関する重要な情報について、県、警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに町民に周知する措置を講ずるとともに、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者等に通報する。

(5) 県からの津波警報等の受信取扱い

町は、県からの伝達については、通常県防災行政無線衛星系により F A X で送信されるが、止むを得ず地上系による場合は音声での伝達となるので、「津波警報、注意報受信用紙」により受信する。

3 消防本部の措置事項

(1) 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達

地震・津波の重要な情報等について、県、警察署（交番等）、市町関係部局から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、住民への周知を図る。

(2) 近地地震津波に対する情報の伝達

強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波の発生を考え、直ちに沿岸住民等に対して注意の呼び掛け、避難誘導活動等の措置をとる。

(3) 異常現象その他の情報の伝達

異常現象、地震に起因して発生する水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市町関係部局、県（防災危機管理課又は守衛室）及び関係機関に通報するとともに、住民に周知する。

第3項 土砂災害警戒情報

本編第3編第2章第1節「災害情報計画」第4項「土砂災害警戒情報」及び第5項「土砂災害緊急情報」を準用する。

第2節 災害情報の収集・伝達

災害発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等、あらゆる災害応急対策を実施するうえで基本となる。

このため、町は、災害の発生に際して速やかに町内における所掌業務に関して必要な情報を把握し、県等関係機関に報告することが求められる。

このため、町は災害時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

第1項 情報収集・伝達連絡系統

町は、所掌する事務又は業務に関して、必要な情報を迅速・的確に収集するとともに、関係機関に速やかに伝達する。

また、状況に応じて、住民に対し、適時適切な災害情報の伝達を行う。

なお、情報伝達に際しては、要配慮者に配慮するとともに、住民にとってわかりやすい伝達に努める。

1 情報収集連絡系統

(1) 連絡系統図

本編第3編第2章第2節第1項「1 情報収集・伝達連絡系統 (1)連絡系統図」による。

(2) 町から県への災害情報の報告

本編第3編第2章第2節第1項「1 情報収集・伝達連絡系統 (2)町から県への災害情報の報告」による。

第2項 町の措置

1 情報収集体制

大規模地震発生時、本町が震源地又は震源地に近い場合は、通信・交通網の途絶、庁舎被害等により、初期の災害応急活動に必要な情報収集に支障をきたすおそれがある。

このため、大規模地震発生時における情報収集体制に関して、防災計画に綿密・具体的に定める。

(1) 情報収集及び報告責任者を定める。(地区別、災害種別毎)

(2) 職員だけでは不足する場合も考えられるので、消防団、自主防災組織、警察等関係機関等の協力確保体制を確立しておく。

(3) 調査事項、報告様式の事前配布及び調査要領の作成、連絡方法

2 収集すべき情報の内容

(1) 収集すべき災害情報は、人命救助に必要な情報を第一とし、負傷者の救出救助消火活動を実施するうえで必要な情報(建物倒壊、出火、道路・橋梁等の損壊状況、死傷者発生状況等)を収集する。

また、被害規模を早期に把握するための概括情報(緊急通報殺到状況等)を積極的に収集し、以後、順次被災者の救助活動に必要な情報を計画的に収集する。

(2) 法令等で報告を義務付けられた事項については、適時適切な情報収集を行う。

3 現地被害調査要領

(1) 発災初期には、町の全機能をあげて人命救助に必要な情報の収集体制をとる。

(2) 関係機関、住民の協力を求めて実施する。特に、発災初期の状況は、住民及び自主防災組織等を通じて、直ちに町に通報する体制を構築する。

(3) 住家の被害認定調査にあたっては、「被害程度の認定基準」に基づき判定する。

(4) 被害が甚大で被害状況等の把握及び被害調査が不可能なとき、あるいは、被害調査に専門的な技術を必要とするときは、町の「災害時受援計画」に基づき応援要請を実施する。

(5) 状況の把握、被害調査については、警察、県機関及び他の関係機関と密接な連絡をとる。

4 被害状況等の県への報告

町内に地震、津波が発生した場合は、県(防災危機管理課)に災害の発生及びその経過に応じて逐次報告するとともに、関係機関に対して通報する。なお、県(防災危機管理課)に報告できない場合は、消防庁に直接報告する。(災対法第53条)

(1) 報告の要領

ア 県への報告は、災害発生後の時間的経過に応じ、次により行う。

第1段階	発生速報 (被害の概要)	・発生の都度 ・原則として覚知後30分以内、分かる範囲で報告
第2段階	被害速報	・被害状況調査の進展に伴い、順次報告
第3段階	確定報告	・当該災害に係る応急対策措置完了後20日以内

イ 県への報告は、最終報告を除き、原則として防災行政無線（地上系・衛星系）により行う。

なお、これによりがたいときは、一般電話、非常無線、非常電話、緊急電話、非常電報、緊急電報又は専用電話を活用して行う。

5 直接速報

火災・災害即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、町内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。

[消防庁連絡先]

回線別		平日 (9:30~18:15)	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	8-048-500-90-49013	8-048-500-90-49102
	FAX	8-048-500-90-49033	8-048-500-90-49036

6 各種被害報告

- (1) 災害発生報告以外の各種被害報告は、関係法令及びそれぞれの機関が求める報告の取扱いによる。
- (2) 災害救助法に基づく報告については、本編第3編第2章第2節「災害情報収集・伝達計画」の定めるところによる。
- (3) 119番通報が殺到した場合には、県及び消防庁に報告する。

第3節 通信運用計画

本編第3編第2章第3節「通信運用計画」を準用する。

第4節 災害時の放送

本編第3編第2章第4節「災害時の放送」を準用する。

第5節 広報計画

本編第3編第2章第5節「広報計画」を準用する。

第3章 救助・救急・医療等活動計画

本編3編第4章「救助・救急・医療等活動計画」第1節「救助・救急計画」から第2節「医療等活動計画」までを準用する。

第4章 避難計画

基本的な考え方

地震発生時には、建物倒壊、延焼火災、がけ崩れ、津波等の発生による町民の避難が予想される。

災害の拡大を防止するには、的確な避難対策が必要となることから、その対策について定める。

この際、津波避難に関する具体的事項については、町の「避難勧告等発令・伝達マニュアル」「津波避難計画」等に定める。

章	節	項	番
避難計画	避難指示等	避難の実施機関及び実施体制	避難指示権者及び時期
			避難指示等の基準
			避難指示等の伝達
			避難指示等の解除
	警戒区域の設定	警戒区域の設定	
		設定の範囲	
		警戒区域設定の伝達	
	避難誘導		
避難所の設置運営	避難所の開設・運営		

【参考資料】

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料29 「津波避難計画」

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料34 「災害発生時の職員参集マニュアル」

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料37 「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」

第1節 避難指示等

第1項 避難の実施機関及び実施体制

1 避難指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容	指示の対象	指示の内容	取るべき処置
町長	災対法 第60条 第1項	全災害 ・災害が発生し又は発生 の恐れのある場合 ・人の生命又は身体を 災害から保護し、その 他災害の拡大を防止す るため特に必要が有る と認める時	必要と認め る地域の必 要と認める 居住者等	立ち退きの 指示 立ち退き先 の指示	県知事に報告 (窓口：防災 危機管理課)
	同第3項	避難のための立ち退き を行うことによりかえ って人の生命又は身体 に危険が及ぶ恐れがあ り、かつ、事態に照ら し緊急を要すると認め るとき		緊急安全確 保措置の指 示	

2 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、あらかじめ町長が、町内の地理的・社会的条件、発生する災害の想定に基づき、「地域防災計画」、「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」及び「石油コンビナート災害等の住民広報マニュアル」（地震・津波等に係わる石油コンビナート災害等に係わる場合の基準）に定める。

3 避難指示等の伝達

本編3編第5章第1節第1項「5. 避難の指示等の伝達」を準用する。

4 避難指示等の解除

本編3編第5章第1節第1項「6. 避難指示等の解除」を準用する。

第2項 警戒区域の設定

本編3編第5章第1節第2項「警戒区域の設定」を準用する。

第3項 避難誘導

本編3編第5章第1節第3項「避難誘導」を準用する。

第2節 避難所の開設・運営

本編3編第5章第2節「避難所の設置運営」を準用する。

第5章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策

本編3編第6章「消防防災ヘリコプターによる災害応急対策」を準用する。

第6章 応援要請計画

本編3編第7章「応援要請計画」を準用する。

第7章 緊急輸送計画

本編3編第8章「緊急輸送計画」を準用する。

第8章 災害救助法の適用計画

本編3編第9章「災害救助法の適用計画」を準用する。

第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

本編3編第10章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画」を準用する。

第10章 保健衛生・動物愛護管理計画

本編3編第11章「保健衛生・動物愛護管理計画」を準用する。

第 1 1 章 応急住宅計画

基本的な考え方

震災のため、住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供又は応急修理を行うことは、被災者の生活確保の観点から極めて重要である。

このため、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理、建設資材、公営住宅の修理等について必要な事項を定める。

章	節	項	
応急住宅計画	応急仮設住宅の供与	公営住宅の確保	
		応急仮設住宅の供与	
		建設型応急仮設住宅	
		賃貸型応急住宅	
	被災住宅の応急修理		
	建設資機材等の調達		
	公営住宅の応急修理		
	被災建築物及び被災宅地の地震後の対策	被災建物及び被災宅地の応急危険度判定体制の確立	
		被災建築物応急危険度判定の実施	
		被災宅地危険度判定の実施	

【参考資料】

別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 6 「和木町被災者支援業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアル」

別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 3 2 「災害時受援計画」

第1節 応急仮設住宅の供与

第1項 公営住宅の確保

1 公営住宅の確保

災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、町は、積極的に町営住宅の確保に努める。

2 入居資格等

(1) 公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等について、あらかじめ定めておくものとする。

なお、この場合において、高齢者、障害者等に配慮するものとする。

(2) 被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。

(3) 入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令及び山口県営住宅条例（以下「公営住宅法等」という。）を準用する。

ア 入居期間は、原則として1年以内とする。

イ 収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。

ウ 災害による暫定入居として公募除外対象とする。

エ 入居期間中の家賃及び敷金は免除する。

(4) 被災者か否かは、原則として町が発行する当該地震に係る罹災証明書等により行う。

(5) 一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。

3 他の事業主体への要請

(1) 公営住宅の確保にあたっては、中国・四国・九州各県相互応援協定等に基づき、隣接県等に対しても、住宅の確保、提供を要請する。

(2) 企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行うものとする。

第2項 応急仮設住宅の供与

1 供与の目的

公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（委任を受けた場合は町長）は、救助法の規定に基づき建設（以下「建設型応急仮設住宅」という。）又は民間賃貸住宅等を借上げる（以下「賃貸型応急住宅」という。）ことにより応急仮設住宅を供与する。

2 応急仮設住宅に収容する罹災者の条件

(1) 住家が全焼、全壊又は流出した者で、現に居住する住家がない者等

(2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。

ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ 特定の資産がない失業者

ウ 特定の資産がないひとり親世帯

エ 特定の資産がない高齢者、病弱者、障害者

オ 特定の資産がない小企業者

カ 上記に準ずる経済的弱者

(3) 災害時に、現実に救助法が適用された時点で、町に居住していること。（被災地における住民登録の有無は問わない。）

3 対象者及び入居予定者の選定

(1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、町長が行う。

(2) 入居資格については、2「応急住宅に収容する罹災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等の災害時要配慮者世帯に配慮すること。

- (3) 町長は、民生委員児童委員の意見を聴くなどり災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。
 - (4) 入居者の決定は、町長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。
- 4 応急仮設住宅の管理等
- (1) 建設型応急仮設住宅
 - ア 県（厚政課）が町に委託し、町長が公営住宅に準じて維持管理する。
 - イ 供与できる期間は、建築工事が完成した日から2ヵ年以内とする。
 - (2) 借上型応急仮設住宅
 - ア 県（厚政課）が民間賃貸住宅の所有者と定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。
 - イ 供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。
 - ウ 町は、県（厚政課）より入居契約等転貸借に関する事務を委任され実施する。

第3項 建設型応急仮設住宅

1 建設の実施機関

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、町長に委任して実施する。

2 建設場所の選定

- (1) 建設候補地は下記のとおりとする。
 - ア 蜂ヶ峯総合公園多目的広場（50戸）
 - イ 蜂ヶ峯総合公園総合グラウンド（150戸）
- (2) (1)の候補地で不足する場合には、町が公有地等を優先して建設敷地を決定する。
なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と町との間で土地賃貸借契約を締結するものとする。
- (3) 建設場所の選定にあたっては、災害により発生する廃棄物の仮置き場（一次集積所、二次集積所）と調整を図るものとする。
- (4) 生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設にあたっては、国有地の貸付けが可能であることから、国の協力を得て確保する。（国有財産法第22条）

3 建設方法

- (1) 県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。
- (2) 県が建築業者に請負わせて建設する。
- (3) 県は、町において建設することが適当と認めたときは、町に対し設計図書等を示すものとする。
- (4) 建設に関して、（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会の協力を求めるにあたっては、両協会との協定書に基づいて行うものとする。
- (5) 建設にあたっては、二次災害に十分配慮するものとする。

4 建設基準

- (1) 延べ床面積
1戸当たりの床面積は、29.7㎡を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。
- (2) 構造は、1戸建、長屋建、アパート式のいずれか適当な構造とする。
入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。
- (3) 同一敷地内又は隣接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。
- (4) 高齢者、障害者、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。

5 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。（救助総務班と住宅班が協議して定める。）

6 建設期間

- (1) 災害発生の日から20日以内に着工する。
- (2) 災害の状況により、20日以内に着工できないときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（着工の延長）の協議を行う。

第4項 賃貸型応急住宅

被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。

民間賃貸住宅の確保に関して、(公社)山口県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会山口県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会及び(公財)日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるに当たっては、各団体との協定に基づいて行うものとする。

第2節 被災住宅の応急修理

本編3編第12章第2節「被災住宅の応急修理」を準用する。

第3節 建設資機材等の調達

本編3編第12章第3節「建設資機材等の調達」を準用する。

第4節 公営住宅の応急修理

本編3編第12章第4節「公営住宅の応急修理」を準用する。

第5節 被災建築物及び被災宅地の地震後の対策

地震発生後、公共建築物及び一般住宅等の危険度の把握は、避難施設の確保、各種応急対策活動の拠点確保を図るうえで、また、被災者を建物倒壊等の二次災害から守るうえで重要であることから、残存する被災建築物について、速やかに被害状況及び余震への耐震力の把握等を行い、被災者の「住」に対する不安を解消する。

第1項 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定体制の確立

地震により被害を受けた建築物の余震等による倒壊、使用部材の落下等から二次災害を防止するため、また、被害を受けた宅地等の余震等による二次被害を防止するため、町は被災建物及び被災宅地の安全性を早急に確認することが必要となる。

このため町は、県の支援を受け危険度の判定を支援するための応急危険度判定の体制を確立する。

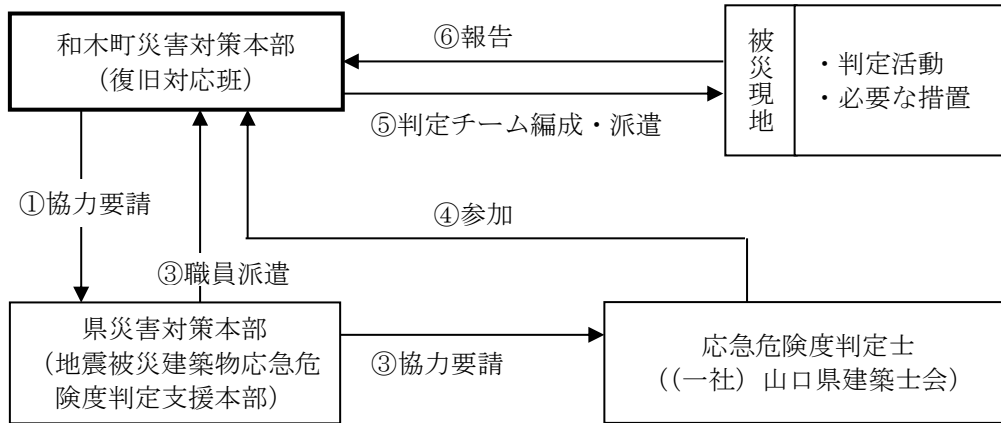
第2項 被災建築物応急危険度判定の実施

- 1 町は、判定実施マニュアルに基づき、被災建築物応急危険度判定を実施するものとし、必要に応じて、県を通じて判定士の参加を要請する。
- 2 県は、町災害対策本部の要請により、職員を派遣するとともに、ボランティア(判定士)に参加協力を求める。

第3項 被災宅地危険度判定の実施

町は、判定実施マニュアルに基づき、被災宅地危険度判定を実施するものとし、必要に応じて、県を通じて判定士の支援を要請する。

応急危険度判定活動体系図



第12章 水防・消防、危険物等対策計画

基本的な考え方

地震が発生した場合の被害は、建物、構造物の倒壊によるもののほか、河川・護岸等の損壊又は津波による浸水、火災の発生が予想される。

また、危険物施設等における災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保について必要な対策を講じる必要がある。

このため、これらによる被害を最小限に食い止めるため、震災時における水防、消防及び危険物等に係る応急対策活動について定める。

章	節	項	番
水防・消防、危険物等対策計画	水防活動計画	水防活動体制の確立	水防活動体制
			水防組織
		水防活動	実施機関
			応急対策活動
	水防用資機材の整備		
	消防活動計画	消防活動	実施機関
			地震火災防御計画の策定
			地震火災対策の方針
			消防団の活動
	危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画	石油類等の危険物	地震発生時の危険物関係事業者への指示等
			救急・防災活動（消防機関）
			広報・警戒区域・避難指示等（町・消防機関）
			関係機関との連絡・調整等
		火薬類	
		高圧ガス	救急・防災活動等
			警戒区域・避難指示
広報活動			
放射性物		事故発生時の伝達系統図	
		町（消防機関）の措置	
毒物劇物			

【参考資料】

別冊2 和木町水防計画

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料3 4 「災害発生時の職員参集マニュアル」

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料3 7 「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」

第1節 水防活動計画

地震が発生した場合、ダム、河川・海岸等の堤防、護岸の決壊又は降雨等による洪水による浸水及び津波等による浸水の被害の発生が考えられる。

このため、県及び水防管理者（町長）は、地震が発生した場合、これらの被害を最小限に防ぐために必要な措置を講じることになる。

本節では、震災時において水防管理者（町長）がとる応急対策について、必要な事項を定める。

第1項 水防活動体制の確立

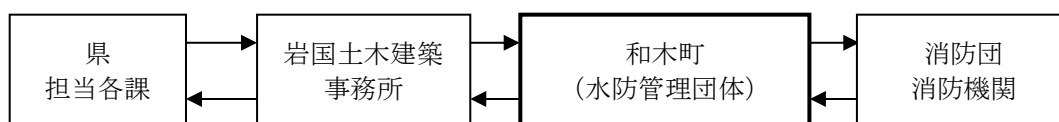
1 水防活動体制

地震発生後において、水防対策が必要な事態が発生した場合又は气象台から大雨に関する予警報が発表された場合は、和木町地域防災計画（本編）別冊2「和木町水防計画」に定める体制に準じる体制により、事態を処理する。

2 水防組織

(1) 「和木町水防計画」（第3節 職員の配備体制及び所掌事務）を準用する。

(2) 連絡系統



第2項 水防活動

震災時における水防対策については、下記の他、和木町地域防災計画（本編）別冊2「和木町水防計画」に準拠して必要な措置及び応急対策を講じる。

1 実施機関

(1) 水防管理団体及び町の措置

ア 水防管理者（町長）は、町内での地震（震度4以上）の発生又は津波注意報が発令された場合は、和木町地域防災計画（本編）別冊2「和木町水防計画」及び「災害発生時等の職員参集マニュアル」に基づき、第2警戒体制に移行し、情報収集、警戒、点検及び防衛体制を強化する。

イ 水防活動に当たっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察、海上保安部、消防、県等の防災関係機関と連携を密にし、住民を二次災害から守ることを重点に、必要な措置（避難指示等の発令、避難誘導等）及び応急水防対策を講じる。

(2) 施設の管理者

水門、樋門等の管理者は、地震（震度4以上）が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に連絡するとともに、ダム、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を行う。

2 応急対策活動

(1) 監視、警戒活動

ア 地震（震度4以上）が発生した場合

水門、樋門等の管理者は、直ちに、施設の巡視、点検を行い、被害箇所、危険箇所その他重要箇所の監視警戒に当たる。

また、水門、樋門等の管理者は、門扉を操作できる体制を整え、水位、潮位の変動を監視し、必要に応じて適切な開閉を行う。

イ 大規模地震が発生した場合

水門、樋門等の管理者は、沈下、変形等により、開閉操作が不可能となることが考えられることから、速やかな対応ができるよう、建設業者への緊急連絡体制を整える。

ウ 津波注意報・津波警報が発表された場合

津波の到達予想時刻までに操作終了後の避難等の時間的な余裕があるなど、操作の安全が確保できる場合に限り、開閉を行う。

この場合の時間的余裕が有る場合の活動時間については、「津波避難計画」（第4章 避難誘導等に従事する者の安全確保）に基づき、判断する。

(3) 浸水・溢水等への応急措置

警戒、監視等により応急排水等の措置が必要となった場合は、水防管理者は、関係機関と協力し、直ちに、付近住民へ周知を図るとともに、必要に応じて避難誘導等の措置及び応急排水を実施する。

(4) 農業用施設の応急措置

各施設の管理者は、水門、樋門等の被害状況を確認し、被害の拡大、二次災害を防止するため、自ら応急措置を実施するとともに、関係機関に応援協力を要請し、必要な対策を講じる。

3 水防用資機材の整備

町は、その所管する区域における浸水への対応が十分できるよう必要な資機材を整備するとともに、緊急調達方法等についてあらかじめ定める。

第2節 消防活動計画

大規模地震発生時には、火災の多発により、極めて多数の人命の危険が予想される。

地震時の火災の態様は、地震の規模、震源の位置、発生する時期、気象条件、その地域の市街地状況、消防水利や消防ポンプ自動車等の消防力の配備状況等により被害の様相が異なり、臨機応変な活動が求められることから、震災時における消防活動に必要な事項について定める。

なお、消防活動に関する一般的事項については、本編第3編第20章第1節第3項「消防活動」に定める。

第1項 消防活動

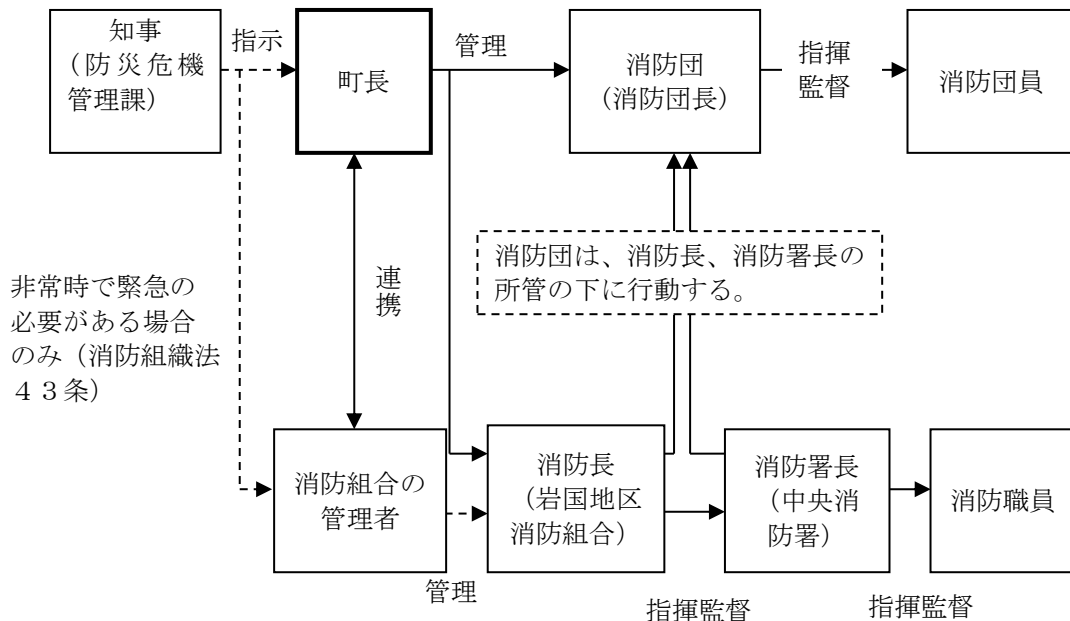
1 実施機関

消防の実施責任は、町にある。

このため、町及び消防機関は、全機能をあげて被災直後における出火防止、初期消火、延焼拡大の防止等に努めるものとする。

この場合において、地域住民、自主防災組織等の協力が必要であることから、これらの者と一体となった活動体制を確立する。

町消防機関の系統図



2 地震火災防御計画の策定

- (1) 消防活動について、町は、国の指導に基づき、その地域における消防活動に必要な「消防計画」を策定している。

地震発生時における消防活動については、「地震災害活動マニュアル」が作成されているところであるが、大規模地震発生時における消防活動をより円滑、的確に実施するため、被害想定を踏まえ、地域の特性を加味した防御活動計画の策定を図っていくものとする。

- (2) 地震発生時の火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって左右されるものであるが、被害発生規模に着目し、人命の確保、物的被害の軽減等について、段階的な防御対象及び範囲を定めるなど、最も効果的に被害軽減が図れる計画となるように努めるものとする。

この場合、消火栓の使用不能、道路寸断等による消防力の低下、また、地域住民、事業所、他市町村、他県の応援協力等をも踏まえた計画内容とするものとする。

- (3) 地震発生時火災防御計画には、消防職団員の部隊運用要領等とともに、これを補完するものとして災害救援ボランティア、地域住民の活動内容、協力支援体制等についても計画の中に盛り込むものであること。

3 地震火災対策の方針

- (1) 町及び消防機関は、同時多発の火災から住民の生命の保護を第一として活動を実施するものとする。

この場合において、出火防止と初期消火の徹底について住民や事業所に呼び掛けるとともに、地域住民を含めその全機能をあげて、避難の安全確保及び延焼の拡大防止に必要な活動を実施するものとする。

- (2) 防御活動

防御活動の実施に当たっては、明確な防御方針、重要対象物の指定、延焼阻止線、避難地・避難路、消防活動計画図の策定、部隊の運用体制等についての体制を確立し、活動するものとする。

4 消防団の活動

消防団は地域に密着した防災機関として、出火防止を始めとする住民指導及び保有装備を活用した消火活動その他の災害防御に当たるものとする。

- (1) 出火警戒活動
- (2) 消火活動
- (3) 救助救出活動
- (4) 応急手当活動
- (5) 災害情報の収集伝達活動
- (6) 避難誘導及び指示

5 災害救援ボランティアの活動

町は、大規模地震発生直後等における消防活動を迅速かつ的確に実施するには、既存の消防機関だけでは困難なことが予想されるため、和木町社会福祉協議会との間における「和木町災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定」に基づき、災害時の支援体制を確立するとともに、今後、災害救援ボランティアの育成を図る。

災害救援ボランティアの活動については、国が、次のような活動分野を期待して育成を図ることとしていることから、活動については概ねこれによるものとする。

- (1) 初期消火活動及び消火活動及びその支援
- (2) 救助救出活動及びその支援
- (3) 応急手当活動及びその支援
- (4) 災害情報の収集・伝達活動及びその支援
- (5) その他避難誘導等の活動に対する支援

第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画

大規模な地震により、危険物・火薬・高圧ガス・放射性物質・毒物劇物等の施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。

このため、これらの施設に対して、関係法令による種々の保安防災対策が講じられているが、地震により発生する災害を最小限に止めるため、関係機関が相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保に必要な対策を講じるものとする。

なお、石油コンビナート等災害防止法による石油コンビナート等特別防災区域における危険物施設・高圧ガス施設等の対策については、山口県石油コンビナート等防災計画及び岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

第1項 石油類等の危険物

発火性又は引火性の強い石油類等の危険物については、事故等が発生した場合の影響の大きさに鑑み、消防法に基づき、保安、防災対策が講じられてきている。

町は、激甚な地震等により、これらの施設に損傷等が発生した場合、関係機関及び関係事業所等は、当該危険物施設の災害の態様に応じて、次の緊急措置を講じ、被害を最小限に止める。

1 地震発生時の危険物関係事業者への指示等

- (1) 危険物関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について、必要な指示をする。
- (2) 危険物関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止を命じ又はその使用を制限する。
- (3) 危険物が流出したときは、その危険物の排除作業を実施させる。

2 救急・防災活動（消防機関）

地震により危険物関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて危険物関係事業者に防災活動上必要な指示を行う。

3 広報・警戒区域・避難勧告・避難指示（町・消防機関）

- (1) 周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。

(2) 危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏洩等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難勧告・避難指示等の必要な措置を講じる。

4 関係機関との連絡・調整等

地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止し又は周辺住民の安全性確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して必要な対策を講じる。

第2項 火薬類

町は、延焼等により、被害が拡大する恐れのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発するとともに、防災関係機関に連絡する。

- 1 製造者、販売業者又は消費者（以下「製造業者等」という。）に対して、製造施設又は火薬庫の全部または一部の使用の一時停止を命ずる
- 2 製造業者等、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し又は制限する。
- 3 火薬類の所有又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。
- 4 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の撤去を命じる。

第3項 高圧ガス

高圧ガスの製造所、貯蔵所、販売所、消費施設等（以下「高圧ガス関係施設」と言う。）については、高圧ガス取締法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により種々の保安防災対策が講じられている。

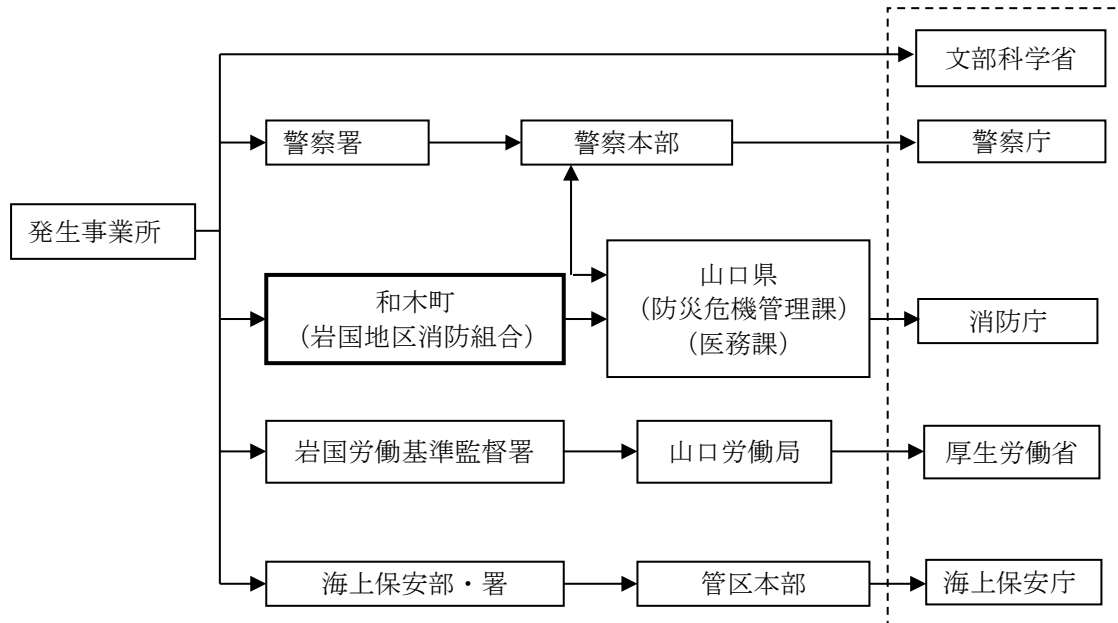
町（消防機関）は、大規模地震発生時には、高圧ガス関係施設に火災・爆発・漏洩等の災害が発生し、高圧ガス関係事業所内外に重大な影響を与えるおそれがある場合、次の措置を講じる。

- 1 救急・防災活動等
地震により、高圧ガス関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて、高圧ガス関係事業者に、防災活動上必要な指示を行う。
- 2 警戒区域・避難勧告・避難命令
高圧ガス関係施設の火災・爆発、ガスの漏洩により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難勧告・避難指示等の必要な措置を講じる。
- 3 広報活動
周辺住民に対し、高圧ガス関係施設の災害状況、避難の必要の有無等について、適切な広報活動を行う。

第4項 放射性物質

町は、地震災害により放射性物質の漏洩等が生じた場合、災害の態様に応じて「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、必要な措置を講じる。

1 事故等発生時の伝達系統図



2 町（消防機関）の措置

- (1) 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合は、直ちに、県に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。
- (2) 放射性物質による環境の汚染が著しいと認められる場合には、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難勧告、避難の指示を行う。
- (3) 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。
 - ア 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
 - イ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
- (4) 消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」「原子炉施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。

第5項 毒物劇物

毒物劇物取扱施設については、毒物及び劇物取締法に基づき監視指導を行っており、また、消防法あるいは高圧ガス取締法によって規制を受けている施設については、その法令により、災害予防対策として事故時の流出を防止するため防液堤等の設備の設置等の対策が講じられている。

町（消防機関）は、危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告を行う。

第 1 3 章 災害警備計画

本編 3 編第 1 4 章「災害警備計画」を準用する。

第 1 4 章 災害時要援護者支援計画

和木町地域防災計画（本編）別冊 1 「和木町要配慮者対策・支援計画」第 3 章を準用する。

第 1 5 章 ボランティア活動支援計画

本編 3 編第 1 6 章「ボランティア活動支援計画」を準用する。

第16章 応急教育計画

基本的な考え方

大規模地震等発生時には、幼児、児童生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。

町内には、和木こども園、和木小学校、和木中学校があり、多数の児童生徒等を預かっており、災害時にはこれらの者の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として教育活動の確保もまた重要である。

このため、学校等における災害時の応急対策の実施に必要な事項を定める。

章	節	項	番
応急教育計画	文教対策		
	学校施設等の防災対策	既存建物の安全対策	公立学校等
			社会教育施設等
	災害応急活動		

第1節 文教対策

本編3編第17章第1節「文教対策」を準用する。

第2節 学校施設等の防災対策

学校、社会教育施設等は、児童生徒等が一日の大半を過ごす場であり、町教育委員会及び県（教育庁各課・学事文書課）は、児童生徒等の生命身体の安全確保及び教育の確保に必要な施設設備の整備に努めてきているが、さらに、大規模地震等の災害による被害防止の観点から、学校施設の整備、耐震化の促進を計画的に進める。

第1項 既存建物の安全対策

1 町立中学校、小学校、こども園施設の安全対策

町は、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく、長寿命化改修を中心とした計画的な整備により安全を確保する。

2 社会教育施設等

社会教育施設等は、防災拠点としての機能を果たすことから施設の耐震性の確保や防災機能の強化を図るため計画的に耐震診断を行い補強・改築等を実施する。

第3節 災害応急活動

本編3編第17章第2節「災害応急活動」を準用する。

第17章 ライフライン施設の応急復旧計画

基本的な考え方

大規模地震が発生すると電気、ガス、上下水道、電話等の施設も被災し、町民生活に大きな支障が生じるおそれがある。

これらの施設は、どれも町民の日常生活に欠く事のできないものであり、被災後の速やかな応急復旧を必要とする。

町は、ライフライン事業者の迅速な応急復旧活動を支援するため、道路被害、規制等の情報を提供する。

章	節	項
ライフライン施設の応急復旧計画	電力施設	実施機関
		中国電力ネットワーク株式会社
	ガス施設	
	水道施設	
	下水道施設	
	電気通信設備	
	工業用水道施	

別冊3 和木町地域防災計画（資料編）資料3.9「災害時における連携体制及び協力体制に関する覚書」

第1節 電力施設

地震災害等により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生の防止及び被害の軽減、応急復旧に努める。このため、地震災害発生時の活動体制、応急対策、復旧対策に係る必要な事項を定める。

第1項 実施機関

- 1 中国電力ネットワーク株式会社
- 2 県（企業局）

第2項 中国電力ネットワーク株式会社

地震等により所管する電気施設等に災害が発生した場合の対応については、災対法第39条の規定に基づき策定した防災業務計画により、速やかに応急措置を実施する。

1 町との連絡・協力体制

町（総括班）は、災害における停電対応及び復旧を円滑に実施するため、中国電力ネットワーク株式会社（中国電力ネットワーク周南ネットワークセンター）との連絡・協力体制を確立する。

(1) 連絡体制

町と中国電力ネットワーク株式会社（中国電力ネットワーク周南ネットワークセンター）の担当者間において、連絡責任者を定め、停電時等における連絡体制を構築する。

(2) 協力・連携体制

町と中国電力ネットワーク株式会社（中国電力ネットワーク周南ネットワークセンター）間において、下記事項の協力・連携体制を構築する。

- ア 停電対応、復旧等に関する情報の提供、住民への周知に関する事項
- イ 停電対応、復旧支援に関する事項
- ウ 要員派遣に関する事項
- エ 防災訓練への参加に関する事項

- 2 細部は、町と中国電力ネットワーク株式会社（中国電力ネットワーク周南ネットワークセンター）の間で締結する「災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書」による。

第2節 ガス施設

本編3編第18章第2節「ガス施設」を準用する。

第3節 水道施設

本編3編第18章第3節「水道施設」を準用する。

第4節 下水道施設

本編3編第18章第4節「下水道施設」を準用する。

第5節 電気通信設備

本編3編第18章第5節「電気通信設備」を準用する。

第6節 工業用水道施設

本編3編第18章第6節「工業用水道施設」を準用する。

第 18 章 公共施設等の応急復旧計画

本編 3 編第 19 章「公共施設等の応急復旧計画」を準用する。

第 19 章 広域消防応援・受援計画

本編 3 編第 23 章「広域消防応援・受援計画」を準用する。

第20章 南海トラフ地震防災対策推進計画

基本的な考え方

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害の発生を防止又は軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、地震防災体制の推進を図る。

章	節	項	番	
南海トラフ 地震防災対 策推進計画	総則	推進計画の目的		
		防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱		
	災害対策本部等の 設置等	災害対策本部等の設置		
		災害対策本部等の組織及び運営		
		災害応急対策要員の参集		
		岩国市防災学習館の活用		
	南海トラフ地震の 概要	地震の概要（図1）		
		地震発生確率		
		南海トラフ巨大地震の被害想定		
	地震発生時の応急 対策等	地震発生時の応急対策	情報の収集・伝達	
			施設の緊急点検・巡視	
			二次災害の防止	
			救助・救急・消火・医療活動	
			物資調達	
			輸送活動	
			保健衛生・防疫活動	
		資機材、人員等の配備手配		
		応援要請	応援協定	
			応援要請	
	自衛隊の災害派遣			
	津波からの防護、 円滑な避難の確保 及び迅速な救助に 関する事項	津波からの防護のための施設の整備等		
		地震発生時の処置		
		町の講ずる処置等		
		津波に関する情報の伝達等		
		避難対策等	津波浸水想定の設定、津波避難区域等の設定	
			津波ハザードマップの作成・周知	
			避難指示等の発令判断・伝達マニュアル、津波避難計画の整備	
津波避難場所等の指定				
要配慮者対策				
津波避難に関する意識啓発等				
帰宅困難者への対応				
消防機関等の活動				
水道、下水道、電気、 ガス、通信、放送関係		水道		
	下水道			
	電気			
	ガス			
	通信			
	放送			

		交通対策	道路
			海上
			鉄道
			乗客等の避難誘導
		町が管理又は運営する施設に関する対策	不特定かつ多数の者が出入りする施設
	災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置		
	工事中の建築等に対する処置		
	文化財保護対策		
	時間差発生等における円滑な避難の確保等	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係わる措置	南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等
			南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等
		南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係わる措置	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知
			南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対応の実施状況等に関する情報の収集・伝達等
			災害応急対応を取るべき期間
			町のとるべき処置
			消防機関等の活動
			警備対策
			水道、電気、ガス、通信、放送関係交通
			町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策
			滞在旅客等に対する処置
			南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係わる措置
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知			
災害応急対応を取るべき期間等			
町のとるべき処置			
地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	建築物、構造物等の耐震化		
	避難場所の整備		
	避難路の整備		
	津波対策施設		
	消防用施設の整備等		
	緊急輸送を確保するための道路等の整備		
	通信施設の整備		
防災訓練計画	目的		
	実施回数		
	内容		
	県の助言・指導		

地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	町職員に対する教育
	町民等に対する教育
	児童、生徒等に対する教育
	防災上重要な施設管理者等に対する教育
	自動車運転者に対する教育
	相談窓口の設置

【参考資料】

- 別冊 1 和木町要配慮者対策・支援計画
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 1 7 「主要指定避難所開設・運営の考え方」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 1 8 「総合コミュニティセンター避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 1 8 「総合コミュニティセンター避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 1 9 「和木中学校避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 2 0 「和木こども園避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 2 1 「和木小学校避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 2 2 「三井化学記念体育館避難所開設・運営マニュアル」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 2 9 「津波避難計画」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 3 2 「災害時受援計画」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 3 4 「災害発生時の職員参集マニュアル」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 3 5 「和木町事業継続計画」
- 別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 3 7 「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」

第1節 総則

第1項 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

※推進地域

平成26年3月28日に、和木町の他、下関市、宇部市、山口市、防府市、周南市、下松市、岩国市、光市、柳井市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町及び平生町が推進地域の指定を受ける。（1都2府26県707市町村（平成26年3月28日現在））

※推進地域の指定基準（以下のいずれかに該当する場合）

- ①震度6弱以上の地域
- ②津波高が3m以上で海岸堤防が低い地域
- ③防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

第2項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町に係る地震防災に関し、本町区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本町区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務については、和木町地域防災計画震災対策編（以下「震災対策編」という。）第1編第1章第4節「防災関係機関の処置すべき業務の大綱及び町民・事業所のとるべき行動」に定めるとおりである。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1項 災害対策本部等の設置

町長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定される規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに和木町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

震災対策編第3編第1章第1節「町の活動体制」を準用する。

第2項 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、和木町災害対策本部設置条例及び和木町災害対策本部運営要領に定めるところによるものとする。

震災対策編第3編第1章第1節「町の活動体制」を準用する。

第3項 災害応急対策要員の参集

- 1 町長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、「災害発生時等の職員参集マニュアル」に基づき、配備体制及び参集場所、要領を示す。
 - 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。
- 震災対策編第3編第1章第1節「町の活動体制」を準用する。

第4項 岩国市防災学習館の活用

本編第2編第1章第4節「岩国市防災学習館の活用」を準用する。

第3節 南海トラフ地震の概要

第1項 地震の概要(図1)

駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。この地域における地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。

このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約160年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪みが臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震(東海地震)が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

東海地震が発生していない現状を鑑み、平成23年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」においては、「科学的に想定し得る最大規模の地震・津波」を想定した検討が行われ、関東から四国・九州にかけて極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大になること、⑤南海トラフ巨大地震になった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると思われること等が挙げられる。

第2項 地震発生確率

国の地震調査研究推進本部〔文部科学省に設置〕地震調査委員会では、今後の地震発生確率を次のとおり評価している。

領域名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70～80% 程度	90%程度もし くはそれ以上

※2021年1月1日時点の評価

第3項 南海トラフ巨大地震の被害想定

山口県における被害としては、死者が最大で614人と想定され、このうち582人(95%)が津波によるものである。建物の全壊・焼失棟数は最大で5,926棟と想定され、このうち津波によるものが3,454棟と最も多く、次に多いのが1,771棟の液状化によるものである。

ライフラインや交通施設の被害は、主に揺れの大きい県東部や津波の影響を受ける沿岸部において多く、避難者は約16.8万人(1日後)、経済被害額は約1.2兆円と想定される。

1 震度分布(図2)

南海トラフ巨大地震は、東海、東南海、南海、日向灘等のトラフ沿いに震源を持つマグニチュード9クラスの地震を想定しており、本県は震源からの距離が比較的離れているが、揺れ、液状化、津波による影響を受ける。

柳井市で震度6強、岩国市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町で震度6その他の市町でも震度5強ないし5弱の揺れが想定されている。

2 津波の高さ（図3、図4）

本県瀬戸内海沿岸の市町ごとに設定している主要な港湾・漁港等（代表地点）で3.8～3.0mの最高津波水位が想定されている。（和木町：3m）

3 津波が到達するまでの時間

最高津波水位が県内沿岸に最も早く到達する時間は116分となっている。また、地震発生後に±20cm（海辺にいる人の人命に影響する恐れのある水位の変化）の変動が生じるまでの時間で最短となるのは18分となっている。（和木町：218分（3時間38分））

4 人的被害（被害が最大となるもの）（単位：人）

区分	建物倒壊	※津波	土砂災害	火災	塀倒壊等	合計	備考
死者数	28 (1)	582 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	614 (1)	夏12時
負傷者数	1,353 (68)	118 (0)	6 (0)	0 (0)	0 (0)	1,477 (68)	冬深夜

※（）内の数値は、和木町内の被害

※早期避難率は低い（「すぐに避難する」20%、「避難するがすぐに避難しない」50%、「切迫避難あるいは避難しない」30%）条件で算定

5 建物被害（被害が最大となるもの）（単位：棟）

区分	揺れ	津波	液状化	土砂災害	火災	合計	備考
全壊・焼失棟数	609 (42)	3,454 (88)	1,771 (167)	61 (1)	31 (0)	5,926 (297)	冬18時
半壊棟数	7,168 (328)	32,968 (1094)	2,761 (177)	124 (1)	—	43,021 (1601)	

※（）内の数値は、和木町内の被害

※四捨五入により合計数値が合わない場合がある。

6 ライフライン被害

区分		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
上水道	断水人口 (人)	210,612 (5772)	159,116 (4121)	75,84 (2679)1	8,974 (338)
下水道	支障人口 (人)	6,275 (222)	6,275 (222)	6,275 (222)	0 (0)
電力	停電件数 (軒)	14,432 (447)	9,559 (343)	0 (0)	0 (0)
固定電話	不通回線 (回線)	9,381 (293)	7,615 (261)	7,615 (261)	0 (0)
ガス	供給停止戸数 (戸)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※（）内の数値は、和木町内の被害

※1日後以降の停電軒数及び不通回線数は、津波により建物全壊した停電軒数、不通回線数を応急復旧対象外として除いている。

7 交通施設被害（単位：箇所）

区分		津波浸水域外	津波浸水域
道路		344	115
和木町内：3（内数）			
鉄道	新幹線	5	—
	在来線	183	52

※（）内の数値は、和木町内の被害

8 生活支援等 (単位: 人)

区 分		1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
避難者	避難所避難	111, 571 (2405)	17, 127 (507)	5, 482 (177)
	避難所外避難	56, 073 (1214)	5, 179 (158)	12, 790 (413)
	合計	167, 643 (3619)	22, 306 (665)	18, 272 (590)

※カッコ内数字は和木町の避難者数で内数

9 経済被害 (直接被害)

被災地において、公共、民間を通じて損壊・喪失した施設や資産を震災前と同水準まで回復させるために必要な費用の推計 (単位: 兆円)

災害廃棄物	災害廃棄物 (がれき等)	津波堆積物 (土砂、泥状物等)
発生量 (単位: 万 t)	6.1 (7)	222 ~ 471

※カッコ内数字は和木町内の発生量で内数

10 防災・減災対策による被害軽減効果

(1) 早期避難による死者数の軽減 (津波)

早期避難率を100% (全員が地震発生後にすぐに避難を開始) まで向上させると死者582人が0人に減少【100%減】

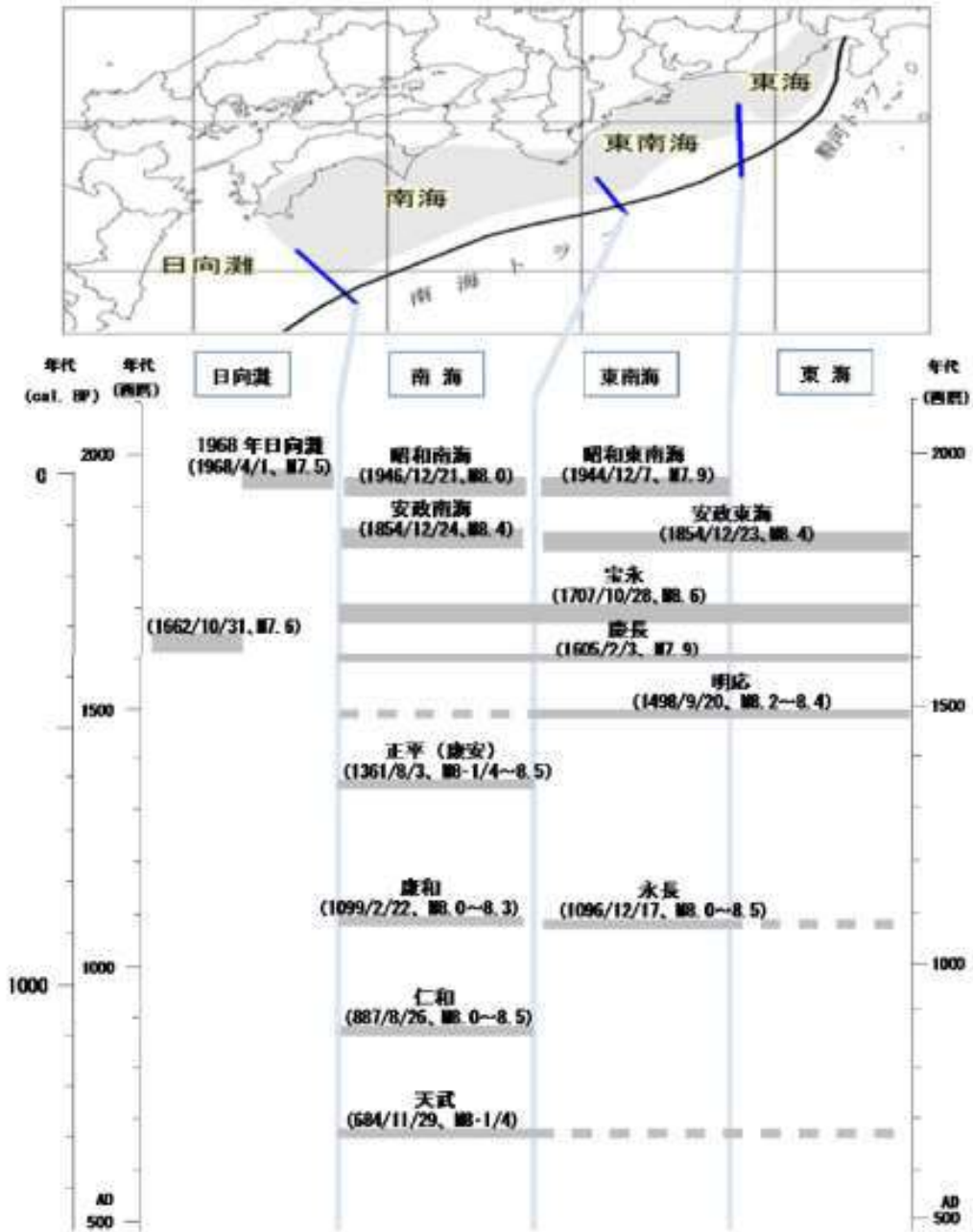
(2) 建物の耐震化等による死者数の軽減 (建物倒壊)

建物の耐震化率及び家具等の転倒・落下防止対策実施率を100%まで向上させると死者28人が0人に減少【100%減】

民間部門	公共部門	合計
約1.0	約0.2	約1.2 (0.11)

※カッコ内数字は和木町の経済被害額で内数

図1 南海トラフ沿いで発生が知られているプレート境界地震

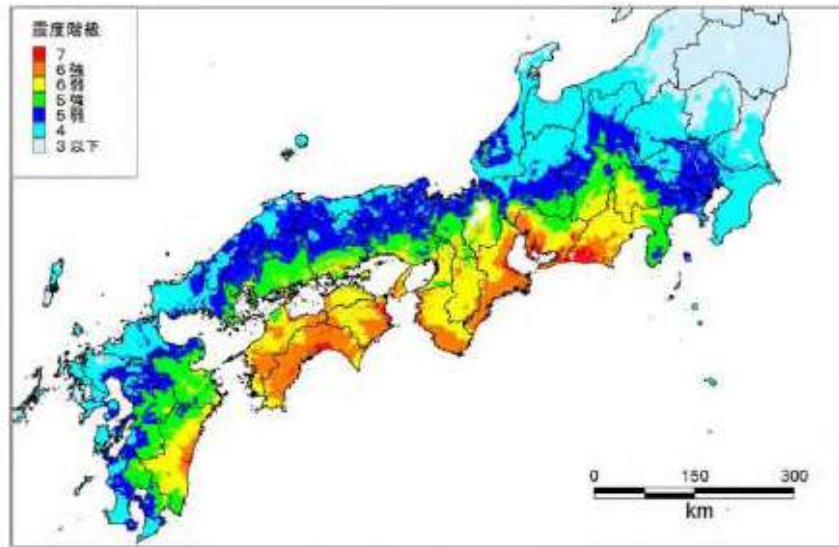


参考文献

- 1) 679年～1884年：気象庁（1983）、被害地震の表と震度分布図
 - 2) 1885年～1980年：宇津（1982）、日本付近のM6.0以上の地震及び被害地震の表：1885年～1980年
 - 3) 1951年～1995年5月：気象庁、地震月報
- 注) 重複する地震の緒元は、上記の順位で採用した。
 ※1605 慶長地震以前の地震の震源域の広がりについては、信頼性に留意が必要である。

出展：中央防災会議「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（平成23年12月27日中間とりまとめ）資料

図2 陸側ケースの震度分布



出展：内閣府南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第1次報告）」（平成24年8月29日中央防災会議）

図3 最高津波水位分布（山口県東部）



4図 最大値における市町ごとの最高津波水位



図5 津波浸水想定（和木町）

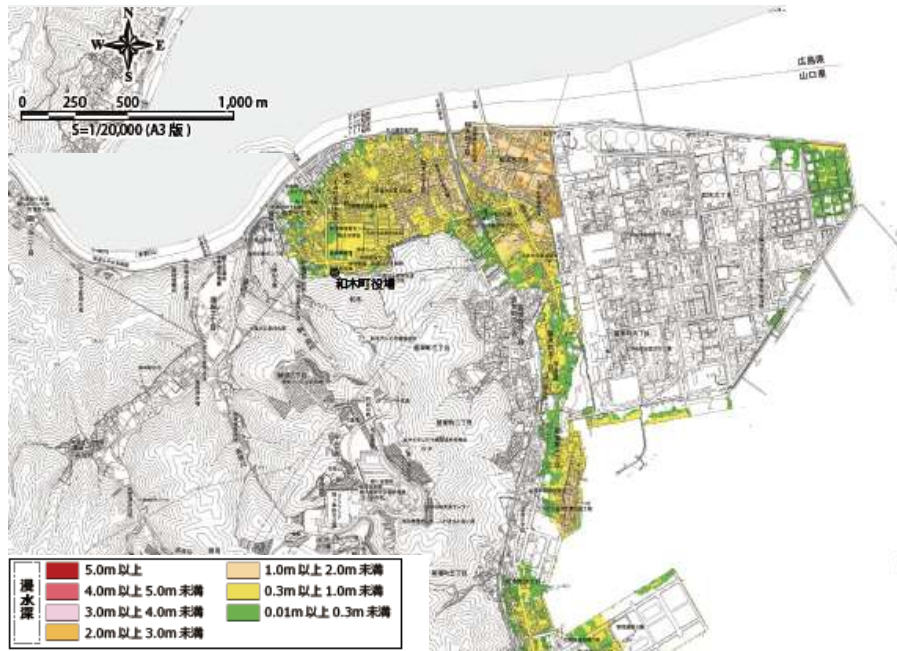


表1 南海トラフにおける主な被害想定結果

	地震動	津波		被害想定					
		代表地点における		人的被害(人)		建物被害(棟)			生活支障(人)
		最高津波水位(T.P.m)	最高津波水位到達時間(分)	死者	負傷者	全壊棟数	火災による建物被害	半壊棟数	避難者
下関市	6弱	3.8	245	38	0	166	0	852	15,570
宇都宮市	5強	3.2	306	29	0	423	0	3,694	18,252
山口市	5強	3.2	308	21	7	641	0	1,565	9,059
萩市	5弱	-	-	0	0	32	0	3	23
防府市	5強	3.1	133	1	6	219	0	1,525	9,579
下松市	5強	3.2	130	0	1	31	0	258	1,442
岩国市	6弱	3.0	223	286	833	1,637	31	14,205	41,168
光市	5強	3.6	116	0	3	205	0	334	7,728
長門市	5弱	-	-	0	0	0	0	0	0
柳井市	6強 ^{※1}	3.8	174	70	190	725	0	8,069	12,590
美祿市	5弱	-	-	0	0	0	0	0	0
周南市	5強	3.5	139	49	4	128	0	2,286	18,120
山陽小野田市	5弱	3.7	251	45	3	746	0	3,099	11,962
瀬田大島町	6弱	3.7	173	71	230	351	0	2,374	7,735
和木町	6弱	3.0	218	1	98	297	0	1,601	3,619
上関町	6弱	3.6	128	1	32	44	0	470	2,121
田布施町	6弱	3.4	124	0	21	49	0	551	2,200
宇佐町	6弱	3.8	128	1	49	202	0	2,138	6,476
阿武町	5強	-	-	0	0	0	0	0	0
合計 ^{※2}				614	1,477	5,895	31	43,021	167,643

- ※1 6強は平郡島のみ、平郡島以外は最大6弱
- ※2 市町ごとに設定している主要な港湾・漁港等（代表地点）での津波最高水位代表地点が複数ある場合は高い値を採用
- ※3 浸水面積は、河川等部分を除いた陸域部の浸水深1cm以上の面積
小数点以下第1位を四捨五入
- ※4 小数点以下の四捨五入により合計が合わない事がある。

表2 代表地点の最高津波水位等

市町	代表地点名	最高津波水位		最高津波 水位到達 時間(分)	海面変動	
		(TP.m)	うち 津波高(m)		影響開始 時間(分)	上昇 下降
下関市	下関漁港	1.5	0.5	652	273	上昇
	下関港(岬之町)	2.4	1.3	251	126	下降
	下関港(長府)	3.8	1.9	245	105	下降
宇部市	宇部港	2.9	1.0	389	82	下降
	丸尾港	3.2	1.6	306	66	下降
山口市	相原漁港	2.5	0.9	337	75	下降
	秋穂漁港(秋穂地区)	3.1	1.5	367	63	下降
	秋穂漁港(大海地区)	3.2	1.6	308	59	下降
防府市	西浦漁港	2.7	1.1	142	50	下降
	三田尻中関港(中関地区)	3.0	1.4	307	48	下降
	三田尻中関港(三田尻地区)	2.8	1.2	126	51	下降
	富海漁港	3.1	1.5	133	43	下降
下松市	徳山下松港(下松市地区)	3.2	1.5	130	44	下降
岩国市	由宇港	2.8	0.9	418	33	下降
	岩国港	3.0	1.2	223	32	下降
光市	徳山下松港(光地区)	3.5	1.8	123	35	下降
	光漁港	3.6	2.0	116	34	下降
柳井市	柳井港	3.8	2.2	174	18	下降
周南市	福川漁港	3.5	1.9	139	45	下降
	徳山下松港(徳山地区)	3.5	1.9	143	47	下降
山陽小野田市	埴生漁港	3.7	1.8	251	107	下降
	小野田港	3.4	1.6	245	100	上昇
周防大島町	久賀港	2.8	1.2	417	40	下降
	白木港	2.8	1.2	426	24	上昇
	伊保田港	2.6	1.0	197	105	下降
	安下庄港	3.3	1.7	169	46	下降
	小松港	3.7	2.1	173	25	下降
和木町	小瀬川河口	3.0	1.2	218	31	下降
上関町	室津港	3.6	2.0	128	32	下降
田布施町	尾津漁港	3.4	1.7	124	35	下降
平生町	平生港	3.8	2.1	128	38	下降

第4節 地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

- (1) 情報の収集・伝達における役割は、震災対策編第3編第2章「災害情報の収集・伝達」を準用する。
- (2) 地震・津波や被害状況等の情報収集・伝達については(情報の種類に応じて)被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、震災対策編第3編第2章第1節「災害情報計画」を準用して行うものとする。

2 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

3 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等についても留意する。

- 4 救助・救急・消火・医療活動
本編第3編第4章「救助・救急・医療等活動計画」を準用する。
- 5 物資調達
震災対策編第3編9章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画」を準用する。
- 6 輸送活動
本編第3編8章「緊急輸送計画」を準用する他、国の計画に基づき、災害応急対策活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続の燃料を確保するため、下記の精油所、油層所へのアクセス道路について優先的に道路啓開を行う。
 - (1) ENEOS(株)麻里布製油所(和木町)
 - (2) 出光興産徳山事業所(周南市)
 - (3) 西部石油山口製油所(山陽小野田市)
- 7 保健衛生・防疫活動
本編第3編11章「保健衛生・動物愛護管理計画」を準用する。

第2項 資機材、人員等の配備手配

- 1 町は、必要な物資、資機材(以下「物資等」という。)の確保状況及び人員の配置状況を把握し、必要により当該物資等の供給及び人員の派遣等について県に要請する。県は、必要に応じ、県が保有する物資等の放出及び市町間のあっせん並びに市町等への人員派遣等、広域的な措置をとる。
- 2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置
防災関係機関は、地震が発生した場合において、和木町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。
震災対策編第1編1章第4節「防災関係機関の処置すべき業務の大綱及び町民・事務所のとるべき措置」(本編第1編第1章第5節)を準用する。

第3項 応援要請

- 1 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、「災害時受援計画」(別紙5 災害時受援協定の運用担当窓口)による。
- 2 町は必要があるときは、「災害時受援計画」に基づき応援を要請する。
- 3 町は必要があるときは、県知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣要請を要請する。
 - (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項なお、災害派遣を要請する予定の事項は、震災対策編第3編6章第「応援要請計画」(本編第3編第7章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」)に定めるとおりである。

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1項 津波からの防護のための施設の整備等

- 1 町は、地震が発生した場合は直ちに、水門等の閉鎖、工事中の場合は中断の措置等を講ずるとともに、津波に関する情報収集をするものとする。
また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

2 町は、次の事項について別に定める。

- (1) 水門等の点検方針・計画
- (2) 水門等の必要な施設整備等の方針・計画
- (3) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
- (5) 同報無線の整備等の方針及び計画
- (6) 津波に関する情報入手の手段

第2項 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、震災対策編第3編第2章「災害情報の収集・伝達計画」のとおりとするほか町は次の事項にも配慮する。

- 1 津波に関する情報が、町内の居住者、各種の団体及び堤外地の遊歩道等の所在者並びに防災関係機関への伝達体制を維持・整備する。
- 2 町内の被害状況の迅速・確実な把握

第3項 避難対策等

町は、震災対策編第3編4章「避難計画」に基づき、以下の対策を実施する。

- 1 県は津波防災地域づくり法に基づき、津波浸水想定の設定や津波避難区域の指定を行う。
- 2 町は、県の津波浸水想定等を踏まえ、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるように津波ハザードマップ（平成28年）を全戸配布するとともに、町HPへの掲載、主要施設、掲示板等への掲示によりその周知を図る。
- 3 町は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準・避難訓練の準拠となる「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」、及び「津波避難計画」を必要に応じ更新・修正し、避難行動の実効性の向上に努める。
- 4 町は、想定される最大規模の津波にも対応できる避難場所として、別紙「主要指定避難所の開設運営の考え方」に基づく以下の施設を避難場所とする。
 - (1) 総合コミュニティセンター
 - (2) 和木中学校
 - (3) 和木こども園
 - (4) 和木小学校
 - (5) 三井化学記念体育館
- 5 町は、「和木町要配慮者対策・支援計画」に基づき、老人、子ども、病人、障害者等要配慮者の避難に必要な支援、誘導を行うとともに、必要に応じ以下の事項について、県に対応を要請する。
 - (1) 県の管理する施設を避難場所として開設する際の協力
 - (2) 避難にあたり介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置
- 6 町は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発を実施する。
- 7 町は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅のための支援策等を講じる。

第4項 消防機関等の活動

1 町

- (1) 消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を行う。
 - ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - イ 津波からの避難誘導

- ウ 土嚢等による応急浸水対策
 - エ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - オ 救助・救急等
 - カ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
 - キ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- (2) 地震発生時には、次のような措置をとる。
- ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - イ 水門等の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - ウ 水防資機材の点検、整備、配備

第5項 水道、下水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、震災対策編第3編第17章3節「水道施設」(本編第3編第18節第3節「水道施設」)に定める措置を講じる。

2 下水道

下水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、震災対策編第3編第17章4節「下水道施設」(本編第3編第18章第4節「下水道施設」)に定める措置を講じる。

3 電気

(1) 電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

(2) 指定公共機関中国電力ネットワーク株式会社が行う措置

震災対策編第3編第17章5節「電気通信設備」(本編第3編第18章第5節「電気通信設備」)及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

4 ガス

(1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

(2) 指定地方公共機関山口合同ガス株式会社が行う措置

震災対策編第3編第17章2節「ガス施設」(本編第3編第18章第2節「ガス施設」)及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

5 通信

(1) 指定公共機関NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ中国支社が行う措置

震災対策編第3編第17章5節「電気通信設備」(本編第3編第18章第5節「電気通信設備」)の措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

6 放送

(1) 指定公共機関NHK山口放送局が行う措置

震災対策編第3編第2章4節「災害時の放送」(本編第3編第2章第4節「災害時の放送」)及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(2) 指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が行う措置

震災対策編第3編第2章4節「災害時の放送」(本編第3編第2章第4節「災害時の放送」)及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(3) 株式会社 アイ・キャンが行う措置

震災対策編第3編第2章4節「災害時の放送」(本編第3編第2章第4節「災害時の放送」)に定める措置を講じる。

第6項 交通対策

1 道路

町は、町道に関して津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。

2 海上

町は、広島海上保安部（岩国海上保安署）及び港湾管理者より、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の情報を受け、必要に応じて住民に周知する。

3 鉄道

町は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置、各事業者が策定する対策計画に定める措置に関する情報を受け、住民に周知する。

4 乗客等の避難誘導

列車等の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導等については、JR西日本(株)の計画による。震災対策編第3編第7章「緊急輸送計画」(本編第3編第8章「緊急輸送計画」)を準用する。

第7項 町が管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、総合コミュニティセンター、文化会館、社会教育施設(美術館、図書館等)、社会体育施設(体育センター、蜂ヶ峯総合公園等)、社会福祉施設(総合コミュニティセンター)、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。

(イ) 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示する。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

和木町地域防災計画において指定される警戒区域(津波浸水想定区域)に所在する要配慮者施設は、当該管理者が作成する「避難確保計画」による他、以下の措置を計画するものとする。

ア 学校等にあつては、

(ア) 津波避難対象地区にある学校等の施設は、避難の安全に関する措置

(イ) 当該学校等における保護を必要とする生徒等に対する保護の措置

イ 社会福祉施設

障害者、高齢者等、自力での移動が不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

- 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
 - (1) 本庁舎及び「和木町業務継続計画」に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。
 - ア 無線通信機等通信手段の確保
 - イ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
 - (2) 町が定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入・配備への協力及び、町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、必要に応じ、県の協力を要請するものとする。
- 3 工事中の建築等に対する措置
工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断する。

第8項 文化財保護対策

文化財に係る、災害による被害軽減を図るため、町は以下のような対策を推進する。

- 1 文化財の所在リストを整備する。
- 2 土砂災害、洪水、高潮、津波等のハザードマップを活用し、文化財の被害想定を確認するとともに、安全な管理場所への移動を検討する。
- 3 未指定文化財が被災ゴミとして廃棄されないよう、所有者への文化財の価値の周知等に取り組む。
- 4 防災設備の点検・整備を行う。
- 5 消防、民間団体等との連絡、協力体制を確立する。
- 6 消防機関への通報、消火、文化財の搬出・避難誘導等の防災訓練を実施する。
- 7 文化財の所有者又は管理団体に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。

第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、震災対策編第3編第2章第1節「災害情報計画」及び同第2節「災害情報の収集・伝達計画」を準用する。

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等
町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は震災対策編第3編第2章第1節「災害情報計画」及び同第2節「災害情報の収集・伝達計画」を準用する。
(災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、震災対策編第3編第1章第1節「町の活動体制」のとおり。)
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知
町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、震災対策編第3編第2章「災害情報の収集・伝達計画」を準用する。
地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については、震災対策編第3編第2章第2節「災害情報の収集・伝達計画」のとおり。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は、震災対策編第3編第2章第2節「災害情報の収集・伝達計画」を準用する。

4 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 町のとるべき処置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

6 消防機関等の活動

- (1) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が火災及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点としてその対策を定めるものとする。
- (2) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、水防活動が円滑に行われるよう、必要な措置をとるものとする。

7 警備対策

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、住民に対して犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、周知を図るものとする。

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 不法事案等の予防対策
- ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する協力・支援

8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

町は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

- ア 電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。
- イ 指定公共機関中国電力ネットワーク株式会社（周南ネットワークセンター）が行う措置
必要な電力を供給する体制を確保するものとし、震災対策編第3編第17章第1節「電力施設」に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(3) ガス

- ア ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。
- イ （一社）山口県LPガス協会岩国支部が行う措置
必要なガスを供給する体制を確保するものとし、震災対策編第3編第17章第2節「ガス施設」（本編3編第18章第2節「ガス施設」）に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(4) 通信

指定公共機関NTT西日本株式会社山口支店は、震災対策編第3編第17章第5節「電気通信設備」（本編3編第18章第5節「電気通信設備」）に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(5) 放送

ア 指定公共機関日本放送協会山口放送局が行う措置

震災対策編第3編第2章第4節「災害時の放送」(本編3編第2章第4節「災害時の放送」)に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

イ 指定地方公共機関「山口放送株式会社」「テレビ山口株式会社」「株式会社エフエム山口」「山口朝日放送株式会社」が行う措置

震災対策編第3編第2章第4節「災害時の放送」(本編3編第2章第4節「災害時の放送」)に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

9 交通

(1) 道路

町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

町は、鉄道事業者より、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を受けた場合、住民への周知を図るものとする。

10 町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、水路、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の入場者等への伝達

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(ク) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

和木町地域防災計画において指定される警戒区域(津波浸水想定区域)に所在する要配慮者施設は、当該管理者が作成する「避難確保計画」による他、以下の措置を計画するものとする。

(ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

(イ) 水路等について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

(ウ) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに避難確保計画に定める。

(エ) こども園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項

a 園児、児童・生徒等に対する保護の方法

b 避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者

等、なお、具体的な措置内容は施設ごとに避難確保計画に定める。

- (オ) 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - a 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - b 避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等、なお、具体的な措置内容は施設ごとに避難確保計画に定める。
- (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
 - ア 災害対策本部が設置される庁舎の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
 - また、災害対策本部等を庁舎以外の町施設に開設する場合は、当該施設において災害対策本部活動が可能な機能・設備を整備するものとする。
 - (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - (イ) 無線通信機等通信手段の確保
 - (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (3) 工事中の建築物等に対する措置
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講ずるものとする。
- 1 1 滞留旅客等に対する措置
 - 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、必要に応じて、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行うものとする。

第3項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、震災対策編第3編第2章第1節「災害情報計画」及び同第2節「災害情報の収集・伝達計画」を準用する。
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、震災対策編第3編第2章「災害情報の収集・伝達計画」を準用する。
- 3 災害応急対策をとるべき期間等
 - 町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- 4 町のとるべき措置
 - 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。
 - 町は、別紙「主要指定避難所の開設運営の考え方」に基づく以下の津波避難場所となる施設の開設担当職員の指定及び開設要領を確認するとともに、施設・設備等の点検等地震への備えを再確認する。

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

具体的な施設整備等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

- 1 建築物、構造物等の耐震化
震災対策編第2編第5章「建築物・公共土木施設等の耐震化」に定めるところによるほか、別に整備計画を定めるものとする。
- 2 避難場所の整備
震災対策編第2編第4章「地震に強い都市構造の形成」（本編第2編4章「自然災害に強い町土の形成」）及び震災対策編第2編第5章第1節「建築物の耐震化」に定めるところによるほか、別に整備計画を定めるものとする。
- 3 避難路の整備
震災対策編第2編第4章「地震に強い都市構造の形成」（本編第2編4章「自然災害に強い町土の形成」）及び震災対策編第2編第5章第3節「交通施設の耐震性の確保等」に定めるところによるほか、別に整備計画を定めるものとする。
- 4 津波対策施設
震災対策編第2編第17章第3節「津波保全施設の整備」に定めるところによるほか、別に整備計画を定めるものとする。
- 5 消防用施設の整備等
町は、消防用施設及び消防用資機材の整備事業計画を、別に定めるものとする。
- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路等の整備
町及び県は、緊急輸送道路等の整備事業計画を、別に定めるものとする。
- 7 通信施設の整備
町、県、その他防災関係機関は震災対策編第3編第2章「災害情報の収集・伝達計画」に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設の整備計画を、別に定めるものとする。

第8節 防災訓練計画

- 1 町は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び町民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として防災訓練を実施する。
- 2 町は、南海トラフ地震を想定した防災訓練を、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 3 町の実施する訓練においては、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係わる防災訓練も実施する。
- 4 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

- 1 町職員に対する教育
災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む防災教育を行う。
 - (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (3) 地震・津波に関する一般的な知識

- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 町民等に対する教育

町は、県及び関係機関と協力し、町民等に対する防災教育を実施するものとする。

実施にあたっては、印刷物、ビデオ等の映像を有効に活用しながら、次の事項を含む形で、各種集会の実施など職域や地域の実情に合わせ、より具体的かつ実践的な内容とする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 平素住民が実施しうる応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄・家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (12) 被災者への行政からの支援制度、相談窓口等
震災対策編第2編第8章を準用する。

3 児童、生徒等に対する教育

震災対策編第2編第1章「防災思想の普及啓発」（本編第2編第1章「防災思想の普及啓発」）に定めるところによる。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

震災対策編第2編第1章「防災思想の普及啓発」（本編第2編第1章「防災思想の普及啓発」）に定めるところによる。

5 自動車運転者に対する教育

震災対策編第2編第1章「防災思想の普及啓発」（本編第2編第1章「防災思想の普及啓発」）に定めるところによる。

6 相談窓口の設置

町及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、周知徹底を図る。

第 2 1 章 津波災害応急対策

津波からの避難は、住民自ら津波警報等の情報を把握し、迅速かつ主体的に避難することが最も重要であることから、住民等が円滑かつ安全に避難行動がとれるよう対策を定める。

章	節	項	番
津波災害応急対策計画	避難指示の伝達	避難指示の発令	
		避難指示の伝達	
		避難指示の解除	
	住民等の避難行動		住民に対する内容
			船舶に対する内容
	避難誘導		
津波災害情報等の連絡体制			

【参考資料】

別冊 1 和木町要配慮者対策・支援計画

別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 1 7 「主要指定避難所開設・運営の考え方」

別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 2 9 「津波避難計画」

別冊 3 和木町地域防災計画（資料編）資料 3 7 「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」

第1節 避難指示の伝達

避難指示の伝達は、下記のとおりとし、細部は、「避難指示等の発令・伝達マニュアル」に準拠して実施するものとする。

第1項 避難指示の発令

津波には、到達時間の極めて短いものから、到達まで相当の時間を要するものまでであるが、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことによって避難が遅れることのないよう、次の判断基準に基づき、いずれかの場合にただちに避難指示等を行う。

1 強い揺れ（震度4以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合

※ 沿岸近くで地震が発生した場合、極めて短時間で津波が到達することも考えられるので、津波被害が発生する地震の特徴をあらかじめ把握しておくとともに、地震発生後に津波に対する安全性が確認できない場合は、町は、直ちに避難指示を発令する。

2 大津波警報、津波警報を覚知した場合

第2項 避難指示の伝達

避難指示は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

1 町は、避難指示の伝達においては、速やかにその内容を防災行政無線、和木町防災メール、緊急メール、広報車による他、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

この場合、夜間における伝達においても同様とし、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達においては、地域（自治会等）の連絡体制及び個別避難計画に基づく避難支援関係者からの伝達により実施する。

2 津波警報等に応じて自動的に避難指示を行う場合でも、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域の住民等に伝達する。

第3項 避難指示の解除

当該津波予報区の津波注意報・警報が解除されるまで、避難指示の解除は行わない。

第2節 住民等の避難行動

沿岸地域において強い揺れを感じた時は、住民、船舶等は、次の避難行動をとるものとし、細部は、「津波避難計画」に準拠して実施するものとする。

1 住民に対する内容

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台又は避難施設等に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
- (3) 揺れを感じなくても津波注意報が発表されたときは直ちに海岸から離れ、津波警報が発表されたときは急いで高台又は避難施設等に避難する。
- (4) 津波注意報でも危険であるので河川敷遊歩道より直ちに退去する。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので警報、注意報解除まで避難を継続し、沿岸部及び河川敷遊歩道に近づかない。

2 船舶に対する内容

- (1) 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避する。
- (2) 正しい情報は、ラジオ・テレビ等を通じて入手する。
- (3) 揺れを感じなくても津波警報、注意報が発表されたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に避難する。
- (4) 港外に避難できない小型船舶は、直ちに接岸し陸上の高台又は避難施設等に避難する。

- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので警報、注意報解除までは沿岸部に近づかない。

第3節 避難誘導

避難誘導に関し下記の通りとし、細部は、「津波避難計画」に準拠して実施するものとする。

- 1 町は津波避難計画に基づき、住民等が迅速かつ安全に避難が行えるよう誘導する。
- 2 避難誘導や防災対策を行う消防団員や警察官、町職員については、安全が確保されることを前提とした上で、避難誘導を行う。
- 3 予想される津波到達時間を考慮しつつ、高齢者、障害者、妊産婦等避難行動要支援者の避難支援等を行う。

第4節 津波災害情報等の連絡体制

- 1 県及び町、防災関係機関等は、震災対策編第3編第2章「災害情報の収集・伝達計画」及び「津波避難計画」に基づき、津波等に関する必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。
- 2 県及び町は、津波警報、避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、運航中の列車、船舶、釣り人、観光客等にも伝達できるよう、防災行政無線による全国瞬時警報システム（Jアラート）、ケーブルテレビ、Lアラート、携帯電話（緊急速報メール、和木町防災メール）等のあらゆる手段の活用を図る。
- 3 報道機関の協力を受けて、住民等に対し広報を行う。

第4編 復旧・復興計画

第1章 復興・復旧活動計画

本編第4編第1章「復旧・復興活動計画」を準用する。

第2章 被災者の生活再建計画

本編第4編第2章「被災者の生活再建計画」を準用する。

第3章 公共施設の災害復旧・復興計画

本編第4編第3章「公共施設の災害復旧・復興計画」を準用する。

第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画

本編第4編第4章「被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画」を準用する。

第5章 金融計画

本編第4編第5章「金融計画」を準用する。